

第 7 期大阪狭山市障がい福祉計画及び 第 3 期大阪狭山市障がい児福祉計画

**令和 6 年（2024 年）3 月
大阪狭山市**

はじめに

本市では、障がいの有無に関係なく、すべての人にとって暮らしやすい、ともに生きる「共生社会」の実現に向け、平成30年（2018年）に地域の障がい者（児）の状況を踏まえ、「第3次大阪狭山市障がい者計画」を策定し、障がい施策に関する基本的な考え方や方向性を示し、様々な施策を展開しています。

また、令和3年（2021年）に策定した「第6期大阪狭山市障がい福祉計画及び第2期大阪狭山市障がい児福祉計画」では、地域生活支援拠点等の充実や精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を基本方針とし、障がい者（児）が地域で希望する生活を送ることができるよう、地域自立支援協議会の充実等に力を注いでまいりました。



この間、国においては、障がいに関する法制度の制定・改正が進められ、障がい者（児）を取り巻く環境は、様々な面での充実が図られています。

しかしながら、障がい者の高齢化や重度化、その家族の高齢化、医療的ケアニーズへの対応など、多様な課題が存在しており、支援の一層の充実が求められています。

このような状況の中、前計画の期間が満了するにあたり、新たに「第7期大阪狭山市障がい福祉計画及び第3期大阪狭山市障がい児福祉計画」を策定しました。

本計画では、「第3次大阪狭山市障がい者計画」の基本理念に基づき、一人ひとりの意思決定に基づく自立を支援し、地域で安心して生活ができるよう、サービス提供及び相談体制の充実や地域共生社会の実現に向けた取組みを基本方針に掲げています。

施策の推進にあたりましては、市民の皆様をはじめ関係団体や事業者の皆様、関係機関と連携を図りながら取り組んでまいりますので、一層のご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりまして、ご尽力いただきました大阪狭山市障害者施策推進協議会、大阪狭山市地域自立支援協議会の皆様をはじめ、アンケート調査等にご協力いただきました市民の皆様には心からお礼申し上げます。

令和6年（2024年）3月

大阪狭山市長 古川 照人

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と主旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の対象	3
4. 計画の期間	3
5. SDGs(持続可能な開発目標)との関わり	3
6. 計画の策定体制	4
第2章 計画の基本的な考え方	5
1. 国が示す基本指針について	5
2. 大阪府が示す基本的な考え方について	6
3. 大阪狭山市の基本理念と基本方針	7
4. これまでの成果目標の達成状況	8
5. 令和8年度(2026年度)における成果目標	15
第3章 障がい福祉サービス等の見込み	23
1. 障がい福祉サービスの利用状況と見込み	25
2. 障がい児通所支援の利用状況と見込み	37
3. 地域生活支援事業等の実施状況と見込み	39
4. 障がい者の権利擁護と安全確保	46
第4章 計画の推進	47
1. 計画の推進体制	47
2. 計画の進行管理	47
資料編	48
1. 人口構造	48
2. 障がい者(児)の状況	49
3. 就園・就学状況	57
4. 就労状況	62
5. アンケート調査結果(抜粋)	64
6. 大阪狭山市障害者施策推進協議会条例及び検討委員会設置規程	78
7. 大阪狭山市障害者施策推進協議会委員名簿	83
8. 策定経過	84
9. 用語説明	85



計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と主旨

国においては、近年、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の改正や、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」の成立など、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がいのある人の権利が保障されるよう、法律や制度の整備を進めています。

本市では、平成30年（2018年）に「第3次大阪狭山市障がい者計画」を策定し、「誰もが安心して暮らせる共生社会の実現をめざして」という基本理念のもと、目標となる令和8年度（2026年度）に向け、障がい者施策を総合的に推進しています。

また、障がい者の地域生活を支える障がい福祉サービス、障がい児通所支援などの量的・質的な充実を一層図るため、「第6期大阪狭山市障がい福祉計画及び第2期大阪狭山市障がい児福祉計画」（以下「第6期計画等」という。）を令和3年（2021年）に策定し、障がい福祉サービスの充実・強化に取り組んできました。

加えて、令和3年度（2021年度）には重層的支援体制整備事業を開始し、障がい・介護・子ども・困窮の各法に基づく相談支援を一体的に行うことにより、対象者の属性を問わず、複合・複雑化した支援ニーズに対応できるよう体制を整備しています。

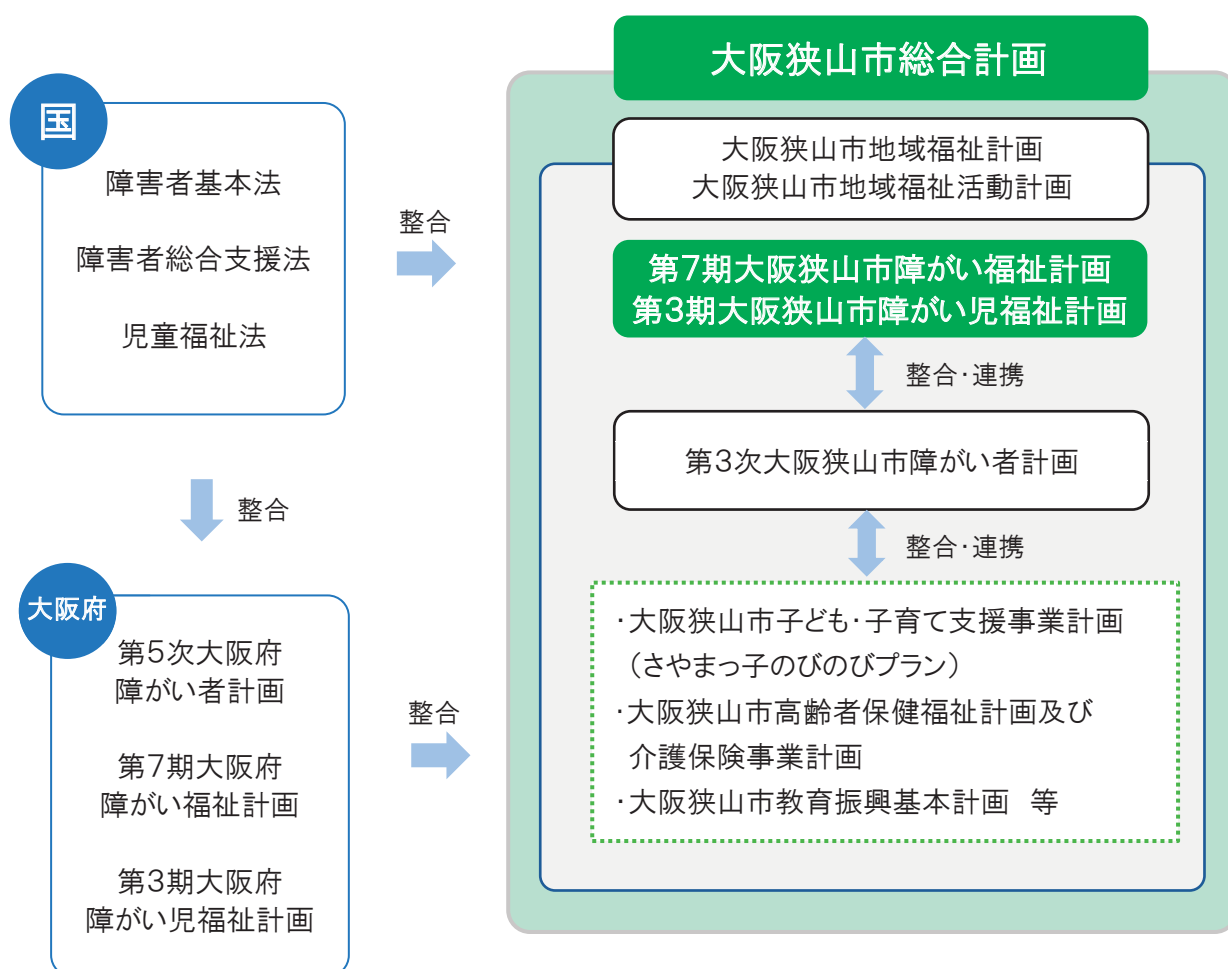
この度、令和5年度（2023年度）で第6期計画等が終了することから、本市における障がいのある人及び児童の実情を把握するとともに、前計画に基づくこれまでの取組みと進捗状況を検証したうえで、第7期大阪狭山市障がい福祉計画及び第3期大阪狭山市障がい児福祉計画」（以下、「本計画」という。）を策定し、引き続き「第3次大阪狭山市障がい者計画」の推進に向けて取り組みます。

2. 計画の位置づけ

本計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」として作成します。本市における各種サービスを円滑に提供するため、成果目標、活動指標及び障がい福祉サービス等の必要量の見込みを設定し、体制確保の方策を定めています。

策定においては、上位計画である「大阪狭山市総合計画」、「大阪狭山市地域福祉計画」と整合を図ります。加えて、本計画は本市における障がい者施策の方針を定めた「第3次大阪狭山市障がい者計画」を着実に実行するための具体的方策を定める計画です。

また、国の法制度や基本指針に則すともに、大阪府の計画や基本的な考え方とも整合性を図り策定します。



3. 計画の対象

障害者基本法において、「障がい者」の定義は「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とされています。

本計画では、この考えに基づき、身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳を所持している人や、その他の心や体の働きに障がい（発達障がいや高次脳機能障がい、強度行動障がい、難病に起因する障がいも含む）がある人だけではなく、日常生活や社会生活に制限を受けている人すべてを対象と考えます。

4. 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間としますが、計画期間中においても必要に応じて内容を見直します。

	平成 30年度 2018年度	令和 元年度 2019年度	令和 2年度 2020年度	令和 3年度 2021年度	令和 4年度 2022年度	令和 5年度 2023年度	令和 6年度 2024年度	令和 7年度 2025年度	令和 8年度 2026年度	令和 9年度 2027年度	令和 10年度 2028年度	令和 11年度 2029年度
障がい者 計画	第3次大阪狭山市障がい者計画									第4次 大阪狭山市 障がい者計画		
障がい 福祉計画	第5期障がい 福祉計画		第6期障がい 福祉計画			第7期障がい 福祉計画			第8期障がい 福祉計画			
障がい児 福祉計画	第1期障がい児 福祉計画		第2期障がい児 福祉計画			第3期障がい児 福祉計画			第4期障がい児 福祉計画			

5. SDGs(持続可能な開発目標)との関わり

SDGsの「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」という考え方は、本計画のめざす地域共生社会と方向性を同じくするものです。本計画は、6個の目標との関連性を踏まえて、誰もが安心して暮らし続けられる環境の構築に取り組んでいきます。



6. 計画の策定体制

策定においては、令和5年度（2023年度）に実施したアンケート調査の結果を踏まえ、事業の課題や新たに生じた障がい福祉サービスの需要等を総合的に検討し、施策の充実を図ります。

(1) アンケート調査の実施

障がいのある人の実態や意向等を把握するために、障がい者手帳所持者に対してアンケート調査を実施しました。

調査対象	手帳所持者（身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳）
対象者数	1,000人（回収数447人：回収率44.7%）
調査方法	郵送調査法
調査期間	令和5年（2023年）7月25日～8月18日

(2) 大阪狭山市障害者施策推進協議会・大阪狭山市障害者計画等検討委員会での審議

計画の内容について、障がい福祉等に関わる団体、機関、学識経験者等で構成される大阪狭山市障害者施策推進協議会や、庁内の関係部局と行う大阪狭山市障害者計画、大阪狭山市障害福祉計画及び大阪狭山市障害児福祉計画検討委員会において審議し、その意見を踏まえて計画を策定しました。

(3) パブリックコメントの実施

大阪狭山市障害者施策推進協議会等で検討した計画案を公表し、広く市民等の意見を聴取するためパブリックコメントを実施しました。



第2章

計画の基本的な考え方

1. 国が示す基本指針について

国の基本指針は、障がい福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として作成されています。計画を実行する上で達成すべき成果目標を設定し、障がい福祉サービス・障がい児通所支援等の各分野における取組みの状況を分析するため、活動指標を定めることとしています。

(1) 基本的理念

1. 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
2. 市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等
3. 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
4. 地域共生社会の実現に向けた取組み
5. 障がい児の健やかな育成のための発達支援
6. 障がい福祉人材の確保・定着
7. 障がい者の社会参加を支える取組み

(2) 障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

1. 全国で必要とされる訪問系サービスの保障
2. 希望する障がい者等への日中活動系サービスの保障
3. グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
4. 福祉施設から一般就労への移行等の推進
5. 強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者等に対する支援体制の充実
6. 依存症対策の推進

2. 大阪府が示す基本的な考え方について

(1)基本理念

大阪府においては、第5次大阪府障がい者計画の策定にあたり、「すべての人間（ひと）が支え合い、包容され、ともに生きる自立支援社会づくり」を基本理念とし、障がい者の尊厳と権利の保持を前提に、すべての障がい者が分け隔てられることなく、また障がい者やその家族が孤立せず、支援を行き届かせることができる「誰一人取り残されない大阪」の実現に向け、地域の多様な主体が互いに理解し合い、支え合うことで、包容力のある地域が育まれ、障がいの有無に関わらず、全ての人間（ひと）が支え合って生きるインクルーシブな社会の実現をめざしています。

(2)基本原則

1. 障がい者差別・虐待の防止、命と尊厳の保持
2. 多様な主体の協議による地域づくり
3. あらゆる分野における大阪府全体の底上げ
4. 合理的配慮によるバリアフリーの充実
5. 真の共生社会・インクルーシブな社会の実現

(3)最重点施策

1. 入所施設や精神科病院からの地域生活への移行の推進

入所施設や精神科病院からの地域生活への移行は、障がい者が地域社会の一員として、地域とつながりを持ちながら豊かに暮らしていく第一歩であり、行政などからの働きかけがないままに入所等の状態が継続されるのではなく、関係機関が連携し、様々な機会を捉えて地域生活のイメージをわかりやすく示しながら、一人ひとりの状態や今後の希望を適切に把握した上で、地域移行を推進し、地域での暮らしを実現していく。

2. 障がい者の就労支援の強化

障がい者の自立と社会参加を推進するため、就労後の定着支援や生活の安定に向けた取組みを強化していく。

3. 専門性の高い分野への支援の充実

医療と福祉との制度の狭間にあって、従来、十分な支援が行き届いていなかった高次脳機能障がい者や発達障がい児者、医療的ケアを要する重症心身障がい児者等、難病患者、構造化等の適切な支援が必要な強度行動障がい者などを対象として重点的に支援に取り組んでいく。

3. 大阪狭山市の基本理念と基本方針

(1)基本理念

本計画の基本理念は、計画の連続性、整合性を図る観点から、第3次大阪狭山市障がい者計画及び第6期計画等の理念を継承することとします。

誰もが安心して暮らせる共生社会の実現をめざして



また、この理念とともに、障害者基本法第3条に定められている地域社会における共生や社会参加の機会の確保などに関する考え方をはじめ、障害者基本法第4条の差別禁止に関する条項などを根本的な原則として、ノーマライゼーション等の考え方の普及により、市民一人ひとりが障がいについて理解し、それぞれの立場でできる配慮や工夫を行い、差別や障壁をなくすよう努め、障がいの有無に関係なく、すべての人にとって暮らしやすい、ともに生きる共生社会の実現をめざして、本計画を推進するものとします。

(2)基本方針

国の基本指針、大阪府が示す基本的な考え方を踏まえるとともに、第3次大阪狭山市障がい者計画から引き継いだ基本理念に基づき、障がい福祉サービス等を提供するにあたっての重点的な基本方針を以下のとおりとします。

①サービス提供及び相談体制の充実

支援を必要とする人が、支援を一様に受けることができ、希望する場所で暮らすことができるよう、サービスの提供基盤を整備するとともに、障がいのある人の自己決定に基づいた支援、意思決定の配慮を基本とします。

また、利用者にとってより良いサービスを今後も安定して提供するために、福祉従事者にとっても働きやすい職場環境に向けた相談対応や、専門性向上の機会を増やし、人材の確保を図ります。

②地域共生社会の実現

障がい者に対する問題は複合・複雑化している場合があり、障がい者が地域で安全・安心に暮らせる生活環境を推進していくためには、多様なニーズへのサービス提供・相談体制の充実など、暮らしやすい地域共生社会の実現に向けた取り組みが必要です。

障がい者等の支援を必要とする人や世帯が抱える地域生活課題について、相談の入り口がどこであっても、適切な支援につながるようあらゆる課題に重層的に対応する体制を充実させます。また、地域資源を福祉関係者等が共有することにより、地域での課題解決に向けた体制を構築します。

市民の一人ひとりが障がいに対する正しい知識や関心を持つとともに、障がい者に対する理解を深め、地域課題を我が事として解決に取り組み、支え合いながら共に暮らすことが日常となるような地域共生社会の実現を図ります。

4. これまでの成果目標の達成状況

第6期計画等の達成状況については次のとおりです。

(1) 第6期大阪狭山市障がい福祉計画の達成状況

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

- 令和3年度（2021年度）、令和4年度（2022年度）にかけて、福祉施設から累計2人がグループホーム等の地域生活に移行しました。令和4年度（2022年度）末現在、施設入所者数は減少しており、27人となっています。

■ 成果目標

国の基準	大阪府の基準	大阪狭山市の目標	実績	
			令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
施設入所者の地域移行 令和元年度(2019年度)末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行	国基準と同じ	2人	1人	1人
施設入所者数の削減 令和5年度(2023年度)末の施設入所者数を令和元年度(2019年度)末時点の施設入所者数から1.6%以上削減	国基準と同じ	施設入所者数 30人	28人	27人

② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 本市では、地域自立支援協議会の中に地域包括ケアシステム部会を設置しています。市内精神科病院の専門職、保健所、委託相談支援事業所、コミュニティソーシャルワーカー（以下「CSW」という。）、地域精神医療体制整備広域コーディネーター、令和4年度（2022年度）からは当事者も参加し、地域移行や退院支援についての情報共有や支援方法についての検討を行っています。
- 令和4年度（2022年度）まで長期入院患者数は目標より少ない人数で推移していました。しかし、新型コロナウイルスの影響で、グループホーム体験利用や外泊及び面会を積極的に行うことができない状況であったため、ニーズの抽出が難しく、積極的な移行調整は困難でした。

■成果目標

国の基準	大阪府の基準	大阪狭山市の目標	実績	
			令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数が316日以上	国基準と同じ	国基準と同じ	—	—
精神病床における1年以上の長期入院患者数の設定(※市内精神病床の入院患者数)	令和5年 (2023年) 6月末時点で 8,688人	72人以下	67人	66人
精神病床における早期退院率について、入院後3ヶ月時点の退院率は69%以上、入院後6ヶ月時点の退院率は86%以上、入院後1年時点の退院率は92%以上	国基準と同じ	国基準と同じ	—	—

■活動指標

活動指標	目標と実績	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の年間開催回数	目標	5回	5回
	実績	3回	6回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の年間延べ参加者数	目標	50人	50人
	実績	38人	72人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の年間実施回数	目標	1回	1回
	実績	1回	1回
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	目標	1人	1人
	実績	0人	0人
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	目標	1人	1人
	実績	0人	0人
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	目標	8人	10人
	実績	13人	15人
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	目標	1人	1人
	実績	0人	0人

③地域生活支援拠点等が有する機能の充実

- 本市では、複数の機関が分担して機能を担う面的整備を継続して実施しています。また、南河内6市町村（本市、富田林市、河内長野市、太子町、河南町、千早赤阪村）で協議の上、各市で個別給付化に対応できる体制を整備しました。
- 緊急時における相談支援、地域の体制づくり、ネットワークの構築を行うコーディネーター事業については、南河内6市町村で共同実施し、相談機能の確保に努めています。
- 緊急時の宿泊や宿泊体験利用については、市内事業所に委託することで事業を実施しています。

■成果目標

国の基準	大阪府の基準	大阪狭山市の目標	実績	
			令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
令和5年度(2023年度)末までに、各市町村又は各圏域に1か所以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討	国基準と同じ	継続 (面的整備)	面的 整備済	面的 整備済

■活動指標

活動指標	目標と実績	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
地域生活支援拠点等の設置か所数	目標	1か所	1か所
	実績	1か所	1か所
検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数	目標	3回	3回
	実績	1回	3回

④福祉施設から一般就労への移行促進

- 相談支援事業所と就労系サービス事業所とのきめ細やかな連携が、一般就労及び就労定着支援の利用にもつながるため、状況についてモニタリング等を通じて市も把握し、障がい者が就労意欲を維持できるよう努めました。
- 市内に就労定着支援事業所がないため、引き続き、ニーズの把握と実施を検討している事業所の調査及び必要な情報提供等を行います。
- 就労継続支援B型の工賃については、上昇し続けており、目標を上回っています。

■成果目標

国の基準	大阪府の基準	大阪狭山市の目標	実績	
			令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
一般就労移行者数：令和5年度(2023年度)中、令和元年度(2019年度)実績の1.27倍以上	国基準と同じ	16人	12人	7人
就労移行支援における一般就労移行者数：令和5年度(2023年度)中、令和元年度(2019年度)実績の1.30倍以上	国基準と同じ	12人	9人	4人
就労継続支援A型における一般就労移行者数：令和5年度(2023年度)中、令和元年度(2019年度)実績の1.26倍以上	国基準と同じ	1人	1人	1人
就労継続支援B型における一般就労移行者数：令和5年度(2023年度)中、令和元年度(2019年度)実績の1.23倍以上	国基準と同じ	3人	2人	2人
令和5年度(2023年度)における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人数の7割が就労定着支援事業を利用	国基準と同じ	7割	5割	2.5割
令和5年度(2023年度)における就労定着支援による支援開始から1年後の職場に定着させる割合が8割以上の事業所を全体の7割以上	国基準と同じ	7割	0割 (事業所なし)	0割 (事業所なし)
就労継続支援B型事業所における工賃の月額平均額	個々の事業所が設定した目標工賃を踏まえて大阪府が目標値を設定	11,165円	12,963円	14,012円

⑤相談支援体制の充実・強化等

- 本市では、基幹相談支援センターに主任相談支援専門員を配置しており、相談支援事業所への専門的な指導・助言や人材育成の支援、連携強化の取組みを進めています。
- 基幹相談支援センターでは、福祉、保健、医療等の多分野での連携・協議の調整を行うとともに、複合的な困難を抱える世帯に対して、適切な支援やサービスにつなぐ役割も担っています。
- 障がい者手帳を持っていない人も支援につなぐことができるよう、関係機関との連携に努め、課題や状況にかかわらず幅広く相談を受け付けるとともに重層的な相談体制の構築を図っています。

■成果目標

国の基準	大阪府の基準	大阪狭山市の目標	実績	
			令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
令和5年度(2023年度)末までに、市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組みの実施体制を確保	国基準と同じ	継続	確保済み	確保済み

■活動指標

活動指標	目標と実績	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
基幹相談支援センターの設置	目標	設置	設置
	実績	設置済み	設置済み
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	目標	30件	35件
	実績	29件	39件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	目標	36件	36件
	実績	56件	64件
地域の相談機関との連携強化の取組みの実施回数	目標	6回	6回
	実績	5回	6回

⑥障がい福祉サービス等の質の向上

- 多くの事業所が参入しているなか、事業所向けに障がい福祉サービス等に係る研修を行い、請求において特に分かりにくい点や、疑義のある点などの情報を共有しています。
- 指導監査等の結果共有回数は目標に達していませんが、市職員の研修への参加や障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有については、目標どおり実施できています。

■成果目標

国の基準	大阪府の基準	大阪狭山市の目標	実績	
			令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
令和5年度(2023年度)末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組みに係る体制を構築	国基準と同じ	継続	構築済み	構築済み

■活動指標

活動指標	目標と実績	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	目標	8人	8人
	実績	8人	8人
障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制の有無及びその実施回数	目標	1回	1回
	実績	1回	1回
大阪府が実施する障がい福祉サービス事業所等に対する指導監査等の結果の共有	目標	10回	10回
	実績	6回	5回

(2)第2期大阪狭山市障がい児福祉計画の達成状況

①障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築

- 児童発達支援センターについては、南河内6市町村（本市、富田林市、河内長野市、太子町、河南町、千早赤阪村）で共同利用体制を構築しています。
- 保育所等訪問支援の制度理解が深化したことに伴い、保育所等での訪問の受け入れがスムーズとなり、利用回数も増加しています。
- 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所は、令和2年（2020年）に1か所指定を受けています。
- 医療的ケア児支援について、基幹相談支援センターと委託相談支援事業所に医療的ケア児等コーディネーターを配置し、市内の重症心身障がい児の相談を受け適切なサービスにつないでいます。
- 地域自立支援協議会に医療的ケア部会を設置し、通学支援や入浴支援事業の他、医療的ケア児者に関する課題を協議し、関係機関と緊密に連携する場としています。

■成果目標

国の基準	大阪府の基準	大阪狭山市の目標	実績	
			令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
令和5年度（2023年度）末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置（圏域での設置も可）	国基準と同じ	継続	設置済み	設置済み
令和5年度（2023年度）末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築	国基準と同じ	2か所	2か所	2か所
令和5年度末（2023年度）までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保	国基準と同じ	各2か所	各1か所	各1か所
令和5年度（2023年度）末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、医療的ケア児支援について保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置	国基準と同じ	継続	設置済み	設置済み
令和5年度（2023年度）末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置	基準をもとに地域の実情に応じて福祉関係1人、医療関係1人を配置	継続	福祉1人 医療0人	福祉2人 医療0人

■活動指標

活動指標	目標と実績	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
ペアレントトレーニング等の支援プログラムの受講者延べ人数	目標	30人	30人
	実績	29人	25人
ペアレントメンターの人数	目標	0人	0人
	実績	0人	0人
ピアサポート活動への参加人数	目標	0人	0人
	実績	0人	0人

5. 令和8年度(2026年度)における成果目標

国の基本指針及び大阪府が示す基準に基づくとともに、本市の過去の実績や地域における障がい者等の実情を鑑みて、令和8年度(2026年度)に向けた成果目標を設定します。併せて、成果目標の達成に向けた活動指標を設定し、各年度でその進捗を管理します。

(1)第7期大阪狭山市障がい福祉計画の目標

①福祉施設の入所者の地域生活への移行

■成果目標

国の基準	大阪府の基準	大阪狭山市の現状	大阪狭山市の目標
施設入所者の地域移行 令和4年度(2022年度)末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行	国基準と同じ	令和4年度(2022年度)施設入所者数 27人	2人
施設入所者数の削減 令和8年度(2026年度)末の施設入所者数を令和4年度(2022年度)末時点の施設入所者数から5%以上削減	1.7%以上削減	令和4年度(2022年度)施設入所者数 27人	施設入所者数 26人 (1人削減)

【目標達成に向けての方策】

- 施設入所者の高齢化・重度化が進んでいるため、本人の意向に沿った支援及び地域生活への移行は容易なことではありません。施設入所者の状態像や家族等の環境について整理し、障がい支援区分の認定調査や相談支援事業所を通じて地域移行の可能性と課題を抽出します。
- 日中サービス支援型グループホームにより常時の支援体制を確保するなど、安心して暮らせる場を提供できる体制を整備します。
- 入所施設や相談支援事業所との連携を強化し、住居の確保、地域生活の準備、福祉サービスの見学・体験のための外出支援など、地域生活への移行に向けた調整を行います。
- 地域での生活を体験できるグループホーム体験入居や、グループホームから一人暮らしを希望する人について、継続的に相談を受け支援につなげることで地域移行を推進します。

②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

■成果目標

国の基準	大阪府の基準	大阪狭山市の現状	大阪狭山市の目標
精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数が325.3日以上	国基準と同じ	—	国基準と同じ
精神病床における1年以上の長期入院患者数の設定(※市内精神病床の入院患者数)	令和8年(2026年)6月末時点で8,193人	66人(令和4年(2022年)6月末)	60人以下
精神病床における早期退院率について、入院後3ヶ月時点の退院率は68.9%以上、入院後6ヶ月時点の退院率は84.5%以上、入院後1年時点の退院率は91.0%以上	国基準と同じ	—	国基準と同じ

■活動指標

活動指標	令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)	令和8年度(2026年度)
市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の年間開催回数	6回	6回	6回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の年間延べ参加者数	72人	72人	72人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の年間実施回数	1回	1回	1回
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	1人	1人	1人
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	1人	1人	1人
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	16人	17人	19人
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	1人	1人	1人
精神障がい者の自立訓練(生活訓練)の利用者数	1人	1人	1人

【目標達成に向けての方策】

- 長期入院者は高齢化・重度化が進んでいることが多く、受け入れ先の調整が困難となっています。入院患者の状況を踏まえつつ、地域包括ケアシステム部会で対象者の具体的な検討を進めます。
- 地域包括ケアシステム部会に当事者が参画しているため、より一層当事者側の意見や視点を取り入れた包括的な地域での支援体制の構築を図ります。
- 医療機関と情報共有及び地域移行に関わるツールの作成等の取組みに努めます。

③地域生活支援の充実

■成果目標

国の基準	大阪府の基準	大阪狭山市の現状	大阪狭山市の目標
令和8年度(2026年度)末までに、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討	国基準と同じ	実施	継続
令和8年度(2026年度)末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障がい者を有する障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を推進	国の基準に基づき下記の目標を設定 ・各市町村又は圏域において、強度行動障がい者の実情や求める支援サービス等に関する調査の実施 ・各圏域において、大阪府強度行動障がい地域連携モデル(令和4年(2022年)3月)を参考とした取組みを実施	—	・強度行動障がい者の実情や求める支援サービス等に関する調査の実施 ・大阪府強度行動障がい地域連携モデル(令和4年(2022年)3月)を参考とした取組みを実施

■活動指標

活動指標	令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)	令和8年度(2026年度)
地域生活支援拠点等の設置か所数	1か所	1か所	1か所
コーディネーターの配置人数	1人	1人	1人
検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数	2回	2回	2回

【目標達成に向けての方策】

- 障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、引き続き、地域生活支援拠点等の相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会やコーディネーター配置の体制確保を図ります。
- 本市では、障がい福祉サービス利用者は計画相談支援を受けることが基本となっているため、相談支援事業所と情報共有を図り、高次脳機能障がいや強度行動障がい、難病のある人の支援ニーズの把握を行い、地域自立支援協議会や大阪府、その他関係機関と連携した支援体制を構築します。
- 障がい福祉サービス利用に至っていない人に関しても、委託相談支援事業所やCSWと連携することで、状況の把握を行い支援に導きます。

④福祉施設から一般就労への移行促進

■成果目標

国の基準	大阪府の基準	大阪狭山市の現状	大阪狭山市の目標
一般就労移行者数：令和8年度(2026年度)中、令和3年度(2021年度)実績の1.28倍以上	国基準と同じ	令和3年度(2021年度)12人	17人
就労移行支援における一般就労移行者数：令和8年度(2026年度)中、令和3年度(2021年度)実績の1.31倍以上	国基準と同じ	令和3年度(2021年度)9人	12人
就労継続支援A型における一般就労移行者数：令和8年度(2026年度)中、令和3年度(2021年度)実績の1.29倍以上	国基準と同じ	令和3年度(2021年度)1人	2人
就労継続支援B型における一般就労移行者数：令和8年度(2026年度)中、令和3年度(2021年度)実績の1.28倍以上	国基準と同じ	令和3年度(2021年度)2人	3人
就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上	一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の6割以上	—	6割以上
就労定着支援事業の利用者数は、令和3年度(2021年度)の実績の1.41倍以上	国基準と同じ	令和3年度(2021年度)4人	6人
就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上	国基準と同じ	—	2.5割以上
雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会(就労支援部会)等を設置	国基準と同じ	就労支援部会を設置済み	継続
就労継続支援B型事業所における工賃の月額平均額	個々の事業所が設定した目標工賃を踏まえて大阪府が目標値を設定	令和3年度(2021年度)12,963円	19,365円

【目標達成に向けての方策】

- 就労系サービス事業所と就労支援機関の連携体制を強化することで、一般就労への移行及び就労の定着を図ります。
- ハローワーク、障害者就業・生活支援センターと連携し、企業などに対する障がい者雇用への理解促進及び各種制度の周知に努めます。
- 障害者優先調達法に基づき、市役所業務の就労系サービス事業所への発注や、物品購入等を推進し、工賃の向上を図ります。
- 地域自立支援協議会の日中活動事業所部会や就労支援部会との情報共有を強化し、就労系サービス事業所の受注機会の確保に努めます。

⑤相談支援体制の充実・強化等

■成果目標

国の基準	大阪府の基準	大阪狭山市の現状	大阪狭山市の目標
令和8年度(2026年度)末までに、各市町村において、基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保	国基準と同じ	実施	継続
協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善を行うとともに、体制を確保	国基準と同じ	実施	継続

■活動指標

活動指標	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
基幹相談支援センターの設置	設置済み (継続)	設置済み (継続)	設置済み (継続)
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	40件	42件	44件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	65件	65件	65件
地域の相談機関との連携強化の取組みの実施回数	6回	6回	6回
個別事例の支援内容の検証回数	1回	1回	1回
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置人数	1人	1人	1人
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の実施回数及び参画事業所数	1回 13事業所	1回 13事業所	1回 13事業所
協議会の専門部会の設置数及び開催数	6部会 34回	6部会 34回	6部会 34回

【目標達成に向けての方策】

- 障がい者がライフステージに応じて、身近な場所で福祉に関する制度や障がい福祉サービスの情報を得られ、サービスの利用に際して自己選択、自己決定ができるよう、相談支援事業所の確保と連携の強化を図ります。
- 引き続き、基幹相談支援センターを運営し、相談支援事業所への個別事例に対する専門的な指導や助言を継続するとともに、主任相談支援専門員の養成を支援します。
- 地域自立支援協議会に設置している相談支援部会では、サービス等利用計画や個別事例の検討会などを実施します。また、関係機関と連携し、課題の抽出やサービスの開発・改善を行います。
- 基幹相談支援センターで受けた相談については関係機関と連携・調整し、必要に応じて(重層的)支援会議にて包括的に情報の共有と支援方法を協議することで課題解決を図ります。また、相談支援と就労支援、居住支援などの一体的な支援を行います。

⑥障がい福祉サービス等の質の向上

■成果目標

国の基準	大阪府の基準	大阪狭山市の現状	大阪狭山市の目標
令和8年度(2026年度)末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築	国基準と同じ	構築済み	継続

■活動指標

活動指標	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	8人	8人	8人
障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制の有無及びその実施回数	1回	1回	1回
大阪府が実施する障がい福祉サービス事業所等に対する指導監査等の結果の共有	5回	5回	5回

【目標達成に向けての方策】

- 市職員が大阪府や専門機関の主催する研修会に積極的に参加することで、専門性向上を図ります。加えて、研修で得られた知識や情報については、利用者や市内事業所へ提供します。
- 事業所と正確な請求処理を共有することで、請求における認識の違いが生じないように努めます。また、事業所の請求業務の不明点を解消することで、事務負担の軽減・業務の効率化を支援します。
- 大阪府や南河内広域事務室による指導監査等の結果について情報共有することで、報酬の審査体制の強化に向け取り組みます。

(2)第3期大阪狭山市障がい児福祉計画の目標

①障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築

■成果目標

国の基準	大阪府の基準	大阪狭山市の現状	大阪狭山市の目標
令和8年度(2026年度)末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置(圏域での設置も可)	国基準と同じ	設置済み	継続
令和8年度(2026年度)末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築	国基準と同じ	構築済み	継続
令和8年度(2026年度)末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保	府が示す参考値以上の事業所数 (本市では各2か所以上)	各1か所	各2か所
令和8年度(2026年度)末までに、各都道府県及び各市町村において、医療的ケア児支援について保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置	設置済みの市町村は、各関連分野の支援を受けることができるよう協議の場を活性化	設置済み	協議の場の活性化
令和8年度(2026年度)末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置	福祉関係と医療関係が各1人以上	福祉関係:2人 医療関係:0人	福祉関係:2人 医療関係:1人

■活動指標

活動指標	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数(福祉関係)	2人	2人	2人
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数(医療関係)	0人	1人	1人
ペアレントトレーニング等の支援プログラムの受講者延べ人数(保護者)	6人	6人	6人
ペアレントトレーニング等の支援プログラムの実施者延べ人数(支援者)	2人	2人	2人
ペアレントメンターの人数	1人	1人	1人
ピアサポート活動への参加人数	15人	15人	15人

【目標達成に向けての方策】

- 本市においては、児童発達支援センターを共同で設置しており、保育所等訪問支援を2か所で実施しています。引き続き、障がい児の発達を促す中核的な役割を担い、専門機能を活かした支援・相談を行う児童発達支援センターの体制整備を推進します。
- 地域自立支援協議会に設置しているこどもむすぶ会では、事例検討などでサービスの質の向上や支援内容の適正化を図っています。今後も関係機関と連携し、困難事例への対応や法改正に伴う情報連携を行います。
- 障がいの重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化を図るとともに、地域との交流機会の確保や、包摂的（インクルーシブ）な環境づくりを図ります。
- 重症心身障がい児や医療的ケア児が利用できる児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、1か所の事業所が対応しています。令和8年度（2026年度）末までに対応可能な事業所が1か所増えることを目標とし、各種事業所への働きかけに努めます。
- 医療的ケア児については、医療的ケア部会にて関係機関と連携を行いつつ、出生時から個々の発達段階に応じた支援につなげます。また、より医学的な見地から支援を行うため、医療関係者の医療的ケア児等コーディネーターを配置できるよう関係機関に働きかけます。
- 就学時や卒業時、障がい児入所施設退所時において、支援が今後も円滑に引き継がれるよう、大阪府や学校、事業所との連携を図ります。
- 難聴児支援については、新生児検診で異常がみられた場合、医療機関からの紹介や、保護者と保健師との面談等で相談支援や療育につながる傾向となっています。療育についての情報提供や軽度難聴児補聴器購入費支給事業の利用を促進することで、支援につなげます。
- ペアレントトレーニングと療育及び相談事業である「手をつなGO!」を継続して実施し、子どもとの関わり合いを学び、同じ悩みを持つ親同士がつながる機会を提供します。加えて、ペアレントトレーニング実施者の確保に努めます。
- 同じ悩みを持つ本人同士や発達障がい児を持つ保護者同士等の集まる場（ピアサポート活動）については、ニーズを把握しつつ実施します。



第 3 章

障がい福祉サービス等の見込み

障がい福祉サービス等の見込量の算定においては、「大阪府の基本的な考え方」におけるサービス見込み量の考え方を踏まえ、令和3年（2021年）、令和4年（2022年）の実績から各障がい者手帳所持者数におけるサービスの利用率を算出し、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）の障がい者手帳所持者数の推計に基づき導き出しました。また、アンケート調査結果などの本市の実情にも併せて設定しています。

(1)障がい者人数から見る分析(資料編 図1-1～32)

本市の総人口は、令和4年度（2022年度）末現在58,118人となっており、減少傾向です。障がい者手帳所持者数は、3,342人で増加傾向であり、人口総数に占める障がい者手帳所持者の割合も5.8%と増加傾向です。

障がい者手帳別の所持者数でみると、身体障がい者手帳所持者数は2,159人、療育手帳所持者数は578人、精神障がい者保健福祉手帳所持者数は605人となっており、身体障がい者手帳所持者の割合が大きいです。近年では、身体障がい者手帳所持者数は横ばいであるものの、療育手帳所持者数と精神障がい者保健福祉手帳所持者数は増加傾向になっています。

この本市の状況から障がい福祉サービスを考えると、今後知的障がい者や精神障がい者が地域で自立した生活を送るために必要な訪問系サービス（居宅介護）や、日中に活動する場となる日中活動系サービス（生活介護、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型）は、利用が増加することが考えられます。

障がい児についても手帳所持者は年々増加しており、市内の支援学級在籍児も増加していることから、障がい児通所支援の利用増加が推測されます。

(2) アンケート調査から見る分析(資料編 図2-1～30)

将来の暮らし方について、「配偶者またはパートナー（や子ども）と一緒に暮らしたい」の割合が50.1%と半数を超えており、次いで「父母、祖父母、兄弟姉妹などの家族と一緒に暮らしたい」の割合が18.3%となっています。

そのために必要な支援として、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」、「在宅で医療的ケアなどが適切に利用できること」と続いていることから、訪問系サービス、日中活動系サービスなど障がい者の地域生活を支援する適切な障がい福祉サービスの提供が求められています。

一方で、「一人で暮らしたい」の割合が16.3%あるため、一人暮らしを希望する人が訓練や相談ができるよう、体験利用のできるグループホームの充実が必要です。

就労について、知的障がい者及び精神障がい者における「仕事をしたい」の割合が高く、障がい者の就労支援で必要なこととして、「職場の上司や同僚の障がいへの理解」や、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」の割合が高くなっています。

障がい者の一般就労を推進するため、企業や市民への障がいに対する理解の促進、正しい知識の普及・啓発を行います。併せて、障がい者の就労を支援する就労系サービスの提供体制の確保が必要です。

障がい福祉サービスの利用希望については、知的障がい者の「行動援護」、「自立生活援助」、「自立訓練（機能訓練、生活訓練）」、「就労移行支援」、「就労継続支援（A型、B型）」、「短期入所」、「共同生活援助（グループホーム）」、「施設入所支援」、精神障がい者の「自立生活援助」のニーズが高くなっています。

障がい児については、「放課後等デイサービス」のニーズが特に高くなっています。障がい児の健やかな育ちを支援するために、専門的な支援を受けることができるよう適正なサービス提供体制を整えていく必要があります。

また、障がい児に対し適切な療育が行えるよう事業所へ大阪府や専門機関が開催する研修の周知を行い、人材育成に努めることが必要です。

障がい者福祉施策を進めていくにあたり、特に充実すべき障がい福祉施策について、「なんでも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」や「サービス利用の手続きの簡素化」、「在宅での生活や介助がしやすいよう保健・医療・福祉のサービスの充実」の割合が高くなっています。

このことから、障がい者（児）が地域で希望する生活を送ることができるよう、委託相談支援事業所やCSWの周知、必要な専門的サービスが提供される体制を整備していくことが必要です。

1. 障がい福祉サービスの利用状況と見込み

見込みの単位については、次のとおりです。

人 / 月：月平均利用者数

人時間／月：月平均利用時間総数

人 日 / 月：月平均利用日数(泊数)総数

(1)訪問系サービス

サービス名	概要
居宅介護	ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由または重度の知的障がいもしくは精神障がいがあり常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的にを行います。
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障がい者が外出する際、本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、本人が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。
行動援護	行動に著しい困難を有する知的障がい者や精神障がい者、障がい児が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。
重度障がい者等包括支援	常に介護を必要とする人の中でも、特に介護の必要度が高い人に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所等のサービスを包括的に提供します。

【訪問系サービスの確保の方策又は事業実施の考え方】

- サービスのニーズが高い一方で、人材不足が課題となっています。担い手を確保するため、市内の介護保険の訪問介護事業所に障がい福祉サービス事業の周知を行い、サービスの安定的な提供体制の整備に努めます。
- 重度障がい者に対応できる重度訪問介護、知的障がい者(児)・精神障がい者(児)が利用する行動援護については、大阪府の研修を事業所に積極的に案内することで専門性を高めていきます。

①居宅介護

利用者		実績		実績 見込み	見込み		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
身体障がい者	人／月	24	24	25	25	26	27
	人時間／月	480	470	457	480	500	520
知的障がい者	人／月	24	24	26	29	30	32
	人時間／月	268	254	238	324	335	357
精神障がい者	人／月	65	68	66	87	93	101
	人時間／月	888	883	826	1,189	1,271	1,380
難病	人／月	1	1	1	1	1	1
	人時間／月	17	1	6	17	17	17
障がい児	人／月	3	3	3	3	3	3
	人時間／月	21	24	27	27	27	27
計	人／月	117	120	121	145	153	164
	人時間／月	1,674	1,632	1,554	2,037	2,150	2,301

- 希望する暮らしを送るために必要な支援として、アンケート調査では「必要な在宅サービスが適切に利用できること」の割合が最も高い（資料編 図2-2）ことから、利用が増加することを見込んでいます。

②重度訪問介護

利用者		実績		実績 見込み	見込み		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
身体障がい者	人／月	7	8	8	9	10	11
	人時間／月	439	501	504	564	626	689
知的障がい者	人／月	1	1	2	1	1	1
	人時間／月	4	4	3	4	4	4
精神障がい者	人／月	0	0	1	0	0	0
	人時間／月	0	0	53	0	0	0
計	人／月	8	9	11	10	11	12
	人時間／月	443	505	560	568	630	693

- 重度障がい者の地域生活を推進するための必要なサービスであり、利用が増加することを見込んでいます。

③同行援護

利用者		実績		実績 見込み	見込み		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
身体障がい者	人／月	24	25	25	26	27	28
	人時間／月	697	706	731	755	784	813
障がい児	人／月	0	0	1	1	1	1
	人時間／月	0	0	25	25	25	25
計	人／月	24	25	26	27	28	29
	人時間／月	697	706	756	780	809	838

- 以前は新型コロナウイルス感染症の影響により外出機会が減少し、同行援護の利用も落ち込んでいましたが、現在は増加傾向に転じています。
- 視覚障がいの手帳所持者数についても増加傾向であるため、利用が増加することを見込んでいます。

④行動援護

利用者		実績		実績 見込み	見込み		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
知的障がい者	人／月	4	4	4	4	4	4
	人時間／月	183	181	167	183	183	183
精神障がい者	人／月	0	0	0	0	0	0
	人時間／月	0	0	0	0	0	0
障がい児	人／月	0	0	0	0	0	0
	人時間／月	0	0	0	0	0	0
計	人／月	4	4	4	4	4	4
	人時間／月	183	181	167	183	183	183

- 強度行動障がいであることが利用条件となっており、今後も利用は同程度であることを見込んでいます。

⑤重度障がい者等包括支援

- サービス提供事業所が南河内6市町村（本市、富田林市、河内長野市、太子町、河南町、千早赤阪村）になく、第6期計画等期間中に実績はありませんでした。重度障がいのある人には、重度訪問介護等で対応できていることから、利用を見込んでいません。

(2)日中活動系サービス

サービス名	概要
生活介護	障がい者支援施設等で、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。
自立訓練 (機能訓練)	身体障がい者または難病を患っている人等に対して、障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所または障がい者等の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談と助言等の支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	知的障がい者または精神障がい者に対して、障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所または障がい者の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談と助言等の支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障がい者に対して、生産活動や職場体験等の機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。
就労継続支援A型	企業等に就労することが困難な障がい者に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識と能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労継続支援B型	通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がい者に対し、生産活動等の機会の提供、知識と能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。
就労定着支援	一般就労した障がい者が、職場に定着できるよう支援する事業です。施設の職員が就職した事業所等を訪問することで、障がい者や企業を支援します。
就労選択支援	就労支援を希望する障がい者の希望や能力に合う仕事探しを支援し、関係機関との橋渡しを担うサービスです。
療養介護	病院において医療的ケアを必要とする障がい者のうち常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。また、療養介護のうち医療にかかわるものを療養介護医療として提供します。
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がい者(児)に障がい者支援施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。

【日中活動系サービスの確保の方策又は事業実施の考え方】

- 各種事業所が増加する中で、サービスの質の向上が求められており、積極的に研修の情報を提供することにより職員の資質向上を図ります。
- 特別支援学校の卒業生や在宅の重度障がい者が希望する日中活動系サービスを利用できるよう、サービス提供事業所及び人材を確保することで、日中活動系サービスの拡充に努めます。
- 在宅の重症心身障がい児や医療的ケア児については、短期入所を利用することで、本人とその家族が安心して生活を送ることができるよう、制度の周知を行います。
- 令和7年度(2025年度)に「就労選択支援」のサービスが創設される予定です。障がい者が自身に合った働き方や、特性に応じて働くことができるように努めます。

①生活介護

利用者		実績		実績 見込み	見込み		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
身体障がい者	人／月	26	25	21	26	26	26
	人日／月	460	431	382	460	460	460
知的障がい者	人／月	60	62	73	72	75	79
	人日／月	1,161	1,247	1,436	1,448	1,508	1,589
精神障がい者	人／月	9	8	8	12	13	14
	人日／月	109	98	110	145	157	170
計	人／月	95	95	102	110	114	119
	人日／月	1,730	1,776	1,928	2,053	2,125	2,219

- 利用実績が増加傾向であり、地域移行を進める中で今後も利用が増加することを見込んでいます。

②自立訓練(機能訓練)

利用者		実績		実績 見込み	見込み		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
身体障がい者	人／月	1	1	1	1	1	1
	人日／月	7	4	7	23	23	23
知的障がい者	人／月	0	0	0	0	0	0
	人日／月	0	0	0	0	0	0
精神障がい者	人／月	0	0	0	0	0	0
	人日／月	0	0	0	0	0	0
計	人／月	1	1	1	1	1	1
	人日／月	7	4	7	23	23	23

- アンケート調査において、身体障がい者の2割以上の人が利用を希望している(資料編 図2-14)ため、一定数での利用を見込んでいます。

③自立訓練(生活訓練)

利用者		実績		実績 見込み	見込み		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
身体障がい者	人／月	0	0	0	0	0	0
	人日／月	0	0	0	0	0	0
知的障がい者	人／月	1	0	1	1	1	1
	人日／月	4	0	4	23	23	23
精神障がい者	人／月	2	2	2	1	1	1
	人日／月	23	9	23	23	23	23
計	人／月	3	2	3	2	2	2
	人日／月	27	9	27	46	46	46

- アンケート調査において、知的障がい者の3割以上、精神障がい者の2割以上の人が利用を希望している(資料編 図2-15、16)ため、一定数での利用を見込んでいます。

④就労移行支援

利用者		実績		実績 見込み	見込み		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
身体障がい者	人／月	1	0	0	1	1	1
	人日／月	2	0	0	2	2	2
知的障がい者	人／月	4	4	4	4	5	5
	人日／月	53	72	74	72	90	90
精神障がい者	人／月	10	9	9	13	14	15
	人日／月	175	146	143	228	245	263
難病	人／月	1	1	1	1	1	1
	人日／月	19	18	20	20	20	20
計	人／月	16	14	14	19	21	22
	人日／月	249	236	237	322	357	375

- 知的障がい者及び精神障がい者は今後の増加が見込まれるため、利用が増加することを見込んでいます。

⑤就労継続支援A型

利用者		実績		実績 見込み	見込み		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
身体障がい者	人／月	5	6	6	6	6	6
	人日／月	94	99	91	99	99	99
知的障がい者	人／月	5	4	5	6	6	7
	人日／月	79	65	74	98	98	114
精神障がい者	人／月	16	20	20	26	28	30
	人日／月	290	345	355	449	483	518
難病	人／月	3	3	2	3	3	3
	人日／月	48	42	39	48	48	48
計	人／月	29	33	33	41	43	46
	人日／月	511	551	559	694	728	779

- 全体の利用が増加傾向であり、アンケート調査では知的障がい者及び精神障がい者の利用希望も多い(資料編 図2-15、16)ことから、利用が増加することを見込んでいます。

⑥就労継続支援B型

利用者		実績		実績 見込み	見込み		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
身体障がい者	人／月	13	17	21	21	21	21
	人日／月	231	297	357	357	357	357
知的障がい者	人／月	68	76	78	85	89	93
	人日／月	1,212	1,368	1,419	1,530	1,602	1,674
精神障がい者	人／月	55	58	71	74	79	85
	人日／月	824	898	1,089	1,146	1,223	1,316
難病	人／月	0	2	2	2	2	2
	人日／月	0	28	36	36	36	36
計	人／月	136	153	172	182	191	201
	人日／月	2,267	2,591	2,901	3,069	3,218	3,383

- 知的障がい者及び精神障がい者の利用は増加傾向であり、アンケート調査での利用希望も多い(資料編 図2-15、16)ことから、利用が増加することを見込んでいます。

⑦就労定着支援

利用者		実績		実績 見込み	見込み		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
身体障がい者	人／月	0	0	0	0	0	0
知的障がい者	人／月	1	3	3	3	3	3
精神障がい者	人／月	3	6	4	3	3	3
計	人／月	4	9	7	6	6	6

- 福祉施設から一般就労への移行を促進するための成果目標を考慮しながら、利用者数を見込んでいます。

⑧就労選択支援

利用者		実績		実績 見込み	見込み		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
身体障がい者	人／月	-	-	-	-	0	0
知的障がい者	人／月	-	-	-	-	0	0
精神障がい者	人／月	-	-	-	-	1	1
計	人／月	-	-	-	-	1	1

- 令和7年度(2025年度)創設予定のサービスですが、一定の利用者数を見込んでいます。

⑨療養介護

利用者		実績		実績 見込み	見込み		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者	人／月	3	3	4	4	4	4

- 今後大きな変化は見込まれないことから、横ばいで推移するものと見込んでいます。

⑩短期入所(ショートステイ)

利用者		実績		実績 見込み	見込み		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
身体障がい者	人／月	4	4	5	4	4	4
	人日／月	47	50	49	50	50	50
知的障がい者	人／月	15	15	19	20	21	22
	人日／月	104	104	147	155	162	170
精神障がい者	人／月	1	1	1	1	1	2
	人日／月	2	2	1	2	2	4
障がい児	人／月	2	2	3	3	3	3
	人日／月	8	9	12	12	12	12
計	人／月	22	22	28	28	29	31
	人日／月	161	165	209	219	226	236

- 緊急時における対応や、介助者のレスパイトの観点からも利用ニーズがあるとみて、利用が増加することを見込んでいます。

(3)居住系サービス

サービス名	概要
共同生活援助 (グループホーム)	障がい者に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障がい者に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。
自立生活援助	入所施設や共同生活援助を利用していた障がい者へ、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。

【居住系サービスの確保の方策又は事業実施の考え方】

- グループホームの設置において、地域住民に障がいの正しい理解や知識について普及・啓発を図ります。また、障がいのある人となない人が交流し、理解を深めることができる機会を提供できるよう努めます。
- 障がい者の生活を地域全体で支える体制を充実させていくために、地域生活支援拠点等の機能についての協議を進め、利用を促進します。

①共同生活援助(グループホーム)

利用者		実績		実績 見込み	見込み		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
身体障がい者	人／月	4	4	4	4	4	4
知的障がい者	人／月	49	51	49	59	62	65
精神障がい者	人／月	13	15	15	16	17	19
計	人／月	66	70	68	79	83	88

○ 福祉施設からの地域移行を推進することに伴い、利用者数が増加することを見込んでいます。

②施設入所支援

利用者		実績		実績 見込み	見込み		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
身体障がい者	人／月	19	11	11	11	11	11
知的障がい者	人／月	17	16	16	16	16	15
精神障がい者	人／月	0	0	0	0	0	0
計	人／月	36	27	27	27	27	26

○ 施設入所者の地域移行を進めることから、利用者数は減少することを見込んでいます。

③自立生活援助

利用者		実績		実績 見込み	見込み		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
身体障がい者	人／月	0	0	0	0	0	0
知的障がい者	人／月	0	0	0	1	1	1
精神障がい者	人／月	0	0	0	1	1	1
計	人／月	0	0	0	2	2	2

○ 利用実績はありませんが、一定の利用者数を見込んでいます。

(4)計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

サービス名	概要
計画相談支援	障がい福祉サービス利用申請時のサービス等利用計画案の作成やサービス支給決定後の連絡調整を行います。
地域移行支援	障がい者支援施設や精神科病院に入院している精神障がい者等に対する住居の確保その他地域生活に移行するための相談等を行います。
地域定着支援	居宅において単身生活をする障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等における相談等を行います。

【相談支援の確保の方策又は事業実施の考え方】

- 本市では、障がい福祉サービス利用者は計画相談支援を受けることを基本としています。サービス利用者は増加傾向であるため、計画相談支援利用者数も増加することを見込んでいます。一方で、相談支援専門員の不足や個々の負担が大きいといった課題が見込まれるため、市内の社会福祉法人や介護保険の事業所などに参入を促し、人材の確保に努めます。
- 地域移行支援、地域定着支援については、市内の特定相談支援事業所が指定を受けていますが、第6期計画等期間中は利用実績がありませんでした。精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるにあたり、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、地域移行支援や地域定着支援のサービスの周知及び利用促進を図ります。

①計画相談支援

利用者		実績		実績 見込み	見込み		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
身体障がい者	人／月	19	19	19	19	19	19
知的障がい者	人／月	51	51	56	61	64	67
精神障がい者	人／月	58	57	61	76	82	88
難病	人／月	2	2	2	2	2	2
障がい児	人／月	1	1	1	1	1	1
計	人／月	131	130	139	159	168	177

- 障がい福祉サービスのニーズが増加していることを踏まえ、計画相談支援も利用者数が増加することを見込んでいます。

②地域移行支援

利用者		実績		実績 見込み	見込み		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
身体障がい者	人／月	0	0	0	0	0	0
知的障がい者	人／月	0	0	0	0	0	0
精神障がい者	人／月	0	0	0	1	1	1
計	人／月	0	0	0	1	1	1

- 利用実績はありませんが、成果目標を踏まえ、精神障がい者の地域移行を推進するため、一定の利用者数を見込んでいます。

③地域定着支援

利用者		実績		実績 見込み	見込み		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
身体障がい者	人／月	0	0	0	0	0	0
知的障がい者	人／月	0	0	0	0	0	0
精神障がい者	人／月	0	0	0	1	1	1
計	人／月	0	0	0	1	1	1

- 利用実績はありませんが、成果目標を踏まえ、精神障がい者の地域移行を推進するため、一定の利用者数を見込んでいます。

2. 障がい児通所支援の利用状況と見込み

サービス名	概要
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他の必要な支援を行います。
放課後等デイサービス	通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を行います。
保育所等訪問支援	障がい児が通う保育所等の施設を訪問し、集団生活への適応のための支援等を行います。
居宅訪問型 児童発達支援	重症心身障がい児等の重度の障がい児で、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な児童に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。
障がい児相談支援	障がい児通所支援の利用を希望する障がい児に対し、その環境やサービス利用に関する意向を反映した障がい児支援利用計画案を作成します。また、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。

【障がい児通所支援の確保の方策又は事業実施の考え方】

- 地域の障がい福祉、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、障がいの疑いのある段階から、児童のライフステージに応じた切れ目のない一貫した支援を提供します。
- 発達障がい児が身近な地域で自分らしく暮らしていけるよう、発達障がい児等支援事業の周知や大阪府発達障がい者支援センターと連携を行い、地域における専門性の高い療育を提供できる体制の構築を図ります。
- 重症心身障がい児や医療的ケア児の人数やニーズを把握し、医療的ケア部会の中で課題を検証します。適切な支援を提供できるよう、市内事業所だけでなく、大阪府や近隣市と連携し、必要なサービスの提供及び人材の確保に努めます。
- 本市では、障がい児通所支援利用者は障がい児相談支援を受けることを基本としています。一方で、相談支援専門員の不足や個々の負担が大きいといった課題が見込まれるため、事業所などに参入を促します。
- 大阪狭山市子ども・子育て支援事業計画や関係施策と連携を図りながら、様々な特性を持った子どもが健やかに成長できるような支援事業体制を整備します。

①児童発達支援

利用者		実績		実績 見込み	見込み		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
障がい児	人／月	71	87	98	110	124	140
	人日／月	705	824	926	1,042	1,174	1,326

- 利用実績が増加傾向で、障がい児も増加傾向であることから、今後の利用増加を見込んでいます。

②放課後等デイサービス

利用者		実績		実績 見込み	見込み		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
障がい児	人／月	190	214	235	258	283	311
	人日／月	2,259	2,538	2,824	3,060	3,356	3,688

- 利用実績が増加傾向で、アンケート調査でも利用意向が高い（資料編 図2-26）ことから、今後の利用増加を見込んでいます。

③保育所等訪問支援

利用者		実績		実績 見込み	見込み		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
障がい児	人／月	36	42	44	44	46	48
	回／月	56	63	59	68	71	74

- 利用実績が増加傾向で、障がい児も増加傾向であることから、今後の利用増加を見込んでいます。

④居宅訪問型児童発達支援

- サービス提供事業所が南河内6市町村（本市、富田林市、河内長野市、太子町、河南町、千早赤阪村）になく、第6期計画等期間中に実績がないことなどから利用を見込んでいません。引き続き、重度障がい児等のニーズ把握を行い、支援につなげます。

⑤障がい児相談支援

利用者		実績		実績 見込み	見込み		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
障がい児	人／月	104	120	135	152	171	192

- 障がい児通所支援のニーズが増加していることを踏まえ、障がい児相談支援も利用者が増加することを見込んでいます。

3. 地域生活支援事業等の実施状況と見込み

(1) 必須事業

サービス名	概要
理解促進研修・啓発事業	障がい者が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がい者に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。
自発的活動支援事業	障がい者、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。
障がい者相談支援事業	障がい者等の福祉に関する問題に対して相談に応じ、必要な情報及び助言などを行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行います。
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がい者の地域生活を支援します。
基幹相談支援センター等機能強化事業	相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門職員を配置することにより、相談支援機能の強化を図ります。
成年後見制度利用支援事業	障がい福祉サービスを利用し、または利用しようとする知的障がい者または精神障がい者に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行います。
法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのために意思疎通を図ることに支障がある障がい者等が社会参加を行う際に、意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行います。
手話通訳者設置事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのために意思疎通を図ることに支障がある障がい者等が社会参加を行う際に、意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者を配置します。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。
日常生活用具給付等事業	補装具以外で日常生活を便利にする用具の給付などを行います。
移動支援事業	ガイドヘルパーにより、外出時の介護やコミュニケーション介助、食事介助、排せつ介助などの余暇活動の参加のための支援を行います。
地域活動支援センター事業	創作活動または生産活動などの機会を提供し、地域生活の支援を行います。

①理解促進研修・啓発事業

サービス名		実績		実績 見込み	見込み		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

- 障がい者週間の期間中に啓発物品の配布や講演会の開催などを継続して実施します。
- 地域活動支援センターと連携し、障がい者の作品の掲示や配布を行います。

②自発的活動支援事業

サービス名		実績		実績 見込み	見込み		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

- 身体障がい者が悩みを共有することや、情報交換のできるサロン活動を継続して実施します。

③相談支援事業

サービス名		実績		実績 見込み	見込み		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
障がい者相談支援事業	事業所数	3	3	3	3	3	3
基幹相談支援センター	実施の有無	有	有	有	有	有	有
住居入居等支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

- 基幹相談支援センターを中心に、サービス等利用計画の作成を含めた相談支援を行う人材の育成、個別事例における専門的な指導や助言を行います。

④成年後見制度利用支援事業・法人後見支援事業

サービス名		実績		実績 見込み	見込み		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
成年後見制度 利用支援事業	人／年	3	6	5	6	6	7
法人後見支援 事業	実施の 有無	無	無	無	無	無	無

- アンケート調査では「今は必要ないが、将来必要になれば利用したい」という回答がおよそ3割あった（資料編 図2-29）ことから、増加を見込んでいます。
- 本市では、成年後見制度利用促進事業を実施しており、引き続き、制度の周知と円滑な利用に向けた支援を行います。
- 法人後見支援事業については、引き続き、ニーズの把握に努め今後の状況に合わせて対応を検討します。

⑤意思疎通支援事業

（聴覚障がい者等の意思疎通を円滑にするためのコミュニケーション支援事業）

サービス名		実績		実績 見込み	見込み		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
手話通訳者 派遣事業	件／年	84	120	68	80	80	80
	時間／年	96	227	106	95	95	95
要約筆記者 派遣事業	件／年	46	53	54	55	57	58
	時間／年	70	84	86	87	90	92
手話通訳者 設置事業	人／年	1	1	1	1	1	1
手話奉仕員 養成研修事業	人／年	13	7	14	15	15	15

- 手話通訳者派遣事業については、専門的な通訳内容のニーズも多くなっています。そうした中でも適切に派遣が行えるよう、手話通訳者の人数の確保と育成に努めます。
- 要約筆記者派遣事業については、利用実績が増加傾向であり、今後も利用が増加することを見込んでいます。要請に応じた派遣を可能とするため、要約筆記者の確保と育成に努めます。
- 本市では、大阪狭山市手話言語条例を制定しており、市民に広く周知しています。引き続き、手話奉仕員養成研修を実施することで、手話への理解促進と普及に取り組みます。また、ホームページ等で電話リレーサービスを案内しています。
- イベント等が開催される際には、関係部署と連携することで手話通訳者等を積極的に派遣します。

⑥日常生活用具給付等事業

サービス名	概要
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練いす、訓練用ベッドなどを給付します。
自立生活支援用具	入浴補助用具、便器、歩行補助つえ（一本杖）、移動・移乗支援用具、頭部保護帽、特殊便器、火災警報器、自動消火器、電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信機、聴覚障がい者用屋内信号装置などを給付します。
在宅療養等支援用具	透析液加温器、ネブライザー、電気式たん吸引器、動脈血中酸素飽和度測定器、酸素ボンベ運搬車、視覚障がい者用体温計（音声式）、視覚障がい者用体重計（音声式）、視覚障がい者用血圧計（音声式）、人工呼吸器用自家発電機・外部バッテリーなどを給付します。
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、視覚障がい者用地上デジタル放送対応ラジオ、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、視覚障がい者用ポータブルレコーダー、視覚障がい者用活字文書読上げ装置、視覚障がい者用拡大等読書器、視覚障がい者用時計、聴覚障がい者用通信装置、聴覚障がい者用情報受信装置、人工内耳用電池、人工咽頭、点字図書などを給付します。
排せつ管理支援用具	ストマ用装具、紙おむつ、収尿器などを給付します。
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	段差解消等の住環境の改善を図るため住宅の改修工事費を支給します。

サービス名		実績		実績 見込み	見込み		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護・訓練支援用具	件／年	0	1	1	1	1	1
自立生活支援用具	件／年	9	7	9	10	10	10
在宅療養等支援用具	件／年	10	13	13	14	14	14
情報・意思疎通支援用具	件／年	37	47	48	49	50	52
排せつ管理支援用具	件／年	1,509	1,135	1,590	1,626	1,665	1,707
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件／年	2	0	2	2	2	2

- 日常生活用具の給付は、利用実態に応じた変更が求められるため、引き続き、利用者のニーズの把握を図ります。
- 視覚障がい者や聴覚障がい者など、コミュニケーション支援が必要な人に対しては、点字ディスプレイ等の給付を行い、情報収集環境の整備を推進します。

⑦移動支援事業

利用者		実績		実績 見込み	見込み		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
身体障がい者	人／年	15	17	17	17	17	17
	時間／年	2,467	3,029	2,916	3,029	3,029	3,029
知的障がい者	人／年	61	70	75	78	82	86
	時間／年	10,911	12,795	13,845	14,257	14,988	15,720
精神障がい者	人／年	27	25	34	36	39	42
	時間／年	2,086	1,998	2,701	2,877	3,117	3,357
障がい児	人／年	10	12	12	12	13	13
	時間／年	1,630	1,017	1,085	1,085	1,175	1,175
計	人／年	113	124	138	143	151	158
	時間／年	17,094	18,839	20,547	21,248	22,309	23,281

- 全体的な利用が増加し、移動支援事業者も増えていることから、利用が増加することを見込んでいます。
- 障がい者が地域で生活するにあたり、外出時における重要なサービスであることから、利用者の状況やニーズ把握を通じ、移動支援事業の充実に努めます。

⑧地域活動支援センター事業

利用者		実績		実績 見込み	見込み		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
地域活動支援 センター事業	か所数	3	3	2	2	2	2
	人／年	75	72	60	60	60	60

- 障がい者等が地域において自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、引き続き創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流を促します。

(2)任意事業

サービス名	概要
日中一時支援事業	日中における活動の場の確保により、介護者の就労支援や家族の一時的な休息などの支援を行います。
社会参加促進事業	誰でも簡易に楽しみながら取り組むことができるレクリエーションを通じて、障がい者の交流促進を図ります。
奉仕員養成研修事業	障がい者等とのコミュニケーションの円滑化を図るため、要約筆記奉仕員や朗読奉仕員の養成講座を実施します。

①日中一時支援事業

サービス名		実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
日中一時支援事業	登録 か所数	10	10	9	8	8	8
	人／年	4	3	3	3	4	4

- 第6期計画等期間中の利用実績は横ばいであり、今後も同程度の利用を見込んでいます。

②社会参加促進事業

サービス名		実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
障がい者 レクリエーション 活動事業	実施 回数	0	1	1	1	1	1

- 令和3年度(2021年度)までは新型コロナウイルス感染症拡大により中止していましたが、令和4年度(2022年度)より再開しました。引き続き活動を実施することで、障がい者の社会参加や交流の場を提供します。

③奉仕員養成研修事業

サービス名		実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
奉仕員養成 研修事業	修了 者数	9	5	6	10	10	10

- 新型コロナウイルス感染症のため第6期計画等期間中は利用が減少しましたが、聴覚障がい者等のコミュニケーションの円滑化に必要である要約筆記者等の養成研修を継続して実施します。

(3)その他事業

①重度障がい児地域生活入浴サービス費助成事業

サービス名		実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
重度障がい児 地域生活入浴 サービス費 助成事業	利用 人数	1	2	1	1	1	1

- 入浴を困難とする重度障がい児に、清潔の保持、家族のレスパイトケアを目的として施設での入浴支援を行っています。

4. 障がい者の権利擁護と安全確保

(1)障がいを理由とする差別解消の推進

本市では、障がい者週間に市民や地域、企業に向け、障がいを理由とする差別の解消を図るための啓発活動を継続して実施しています。

今後も、イベントや情報メディア等を効果的に活用することで、ユニバーサルデザインの考え方を浸透させ、バリアフリー化に関する情報提供や合理的配慮を推進し、障がいへの理解促進と人権尊重意識の向上を図ります。

加えて、地域自立支援協議会でのケース検証や大阪府の研修参加などにより、相談体制のさらなる充実に努めます。

(2)障がい者(児)等に対する虐待防止

虐待を発見した場合、速やかに適切な対応ができるよう、本市では、障がい者虐待防止センターを設置し、障がい者虐待の通報や届出の受理を24時間通報窓口として実施しています。受付時には関係機関と連携し、速やかな安全確認や事実確認と終結に至るまでの支援を行います。

事業所職員に対しては、虐待と疑われる事案を発見した場合の速やかな通報を求め、虐待防止に関する高い意識を持つよう研修を通じて啓発します。

また、虐待事例を通報の受理から支援、終結に至るまで継続的に記録し、様々な事案の発生要因の分析、検証を行うことで、虐待の傾向把握や未然防止に努めます。

(3)障がい者(児)の安全確保

本市では、「大阪狭山市地域防災計画」、「大阪狭山市避難行動要支援者支援プラン（全体計画）」に基づき、障がい者や難病患者・高齢者等で、災害時に支援を必要とする避難行動要支援者に対し、災害時、迅速に対応する体制整備を図ります。

また、避難行動要支援者名簿への登録について呼びかけを行うとともに、災害時の避難先や、事前の備えの必要性について広く周知を図ります。

事業所に対しては、災害時を見据え平常時から地域住民や関係機関との緊密な関係を築けるよう取り組むとともに、災害時マニュアルの作成及び避難訓練などの実施を呼びかけます。



第4章 計画の推進

1. 計画の推進体制

計画においては、国や大阪府の動向に留意し、第3次大阪狭山市障がい者計画の施策と各種障がい福祉サービス等の事業を推進します。

また、大阪狭山市障害者施策推進協議会や地域自立支援協議会、市民、ボランティア、民生委員・児童委員、サービス提供事業者、企業、医療関係者など、本市における多様な主体とのネットワークを形成し、サービスの提供と、障がい者（児）への支援を図ります。

2. 計画の進行管理

PDCAサイクルに沿って事業を実施するとともに、成果目標及び活動指標の達成状況などについて、少なくとも年1回、大阪狭山市障害者施策推進協議会や地域自立支援協議会からの点検・評価を受けるとともに、その結果について、本市のホームページ等で公表することとします。

また、計画の進捗状況や各種協議会における意見等踏まえ、必要に応じて計画の変更や事業の見直しを行います。



1	Plan(計画)	障がい福祉計画の策定にあたって基本的な考え方を示し、成果目標、活動指標及びサービスの見込量等を設定します。
2	Do(実施)	計画の内容を踏まえて、事業を実施します。
3	Check(評価)	成果目標、活動指標及びサービスの年間実績等、進捗状況を管理し、社会情勢やニーズなどを把握しながら評価を行います。
4	Action(改善)	計画の評価を踏まえて、必要に応じて見直しを行います。



大阪狭山市における市民や障がい者（児）に関する統計データは次のとおりです。なお、構成比については、小数点第2位を四捨五入して表示しているため、合計値が100%とならないことがあります。

1. 人口構造

(1) 年齢3区分別人口の推移

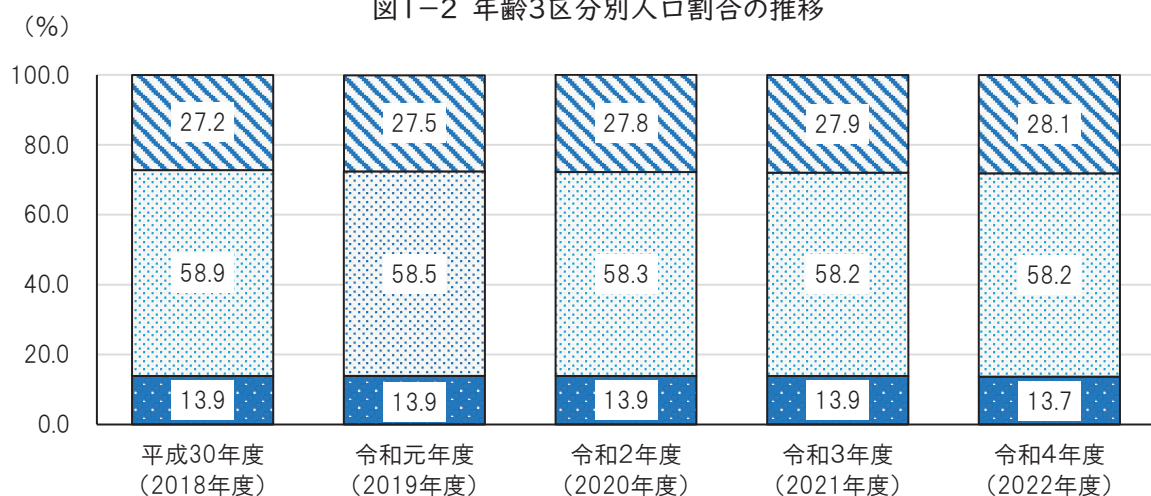
本市の総人口は減少傾向となっており、年少人口及び生産年齢人口が減少しています。一方、高齢者人口とその割合は増加傾向で、緩やかではありますが少子高齢化が進行しています。

図1-1 年齢3区分別人口の推移

項目		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
総人口	人	58,516	58,691	58,501	58,353	58,118
年少人口 (0～14歳)	人	8,105	8,167	8,112	8,100	7,975
	構成比	13.9%	13.9%	13.9%	13.9%	13.7%
生産年齢人口 (15～64歳)	人	34,480	34,359	34,123	33,948	33,839
	構成比	58.9%	58.5%	58.3%	58.2%	58.2%
高齢者人口 (65歳以上)	人	15,931	16,165	16,266	16,305	16,304
	構成比	27.2%	27.5%	27.8%	27.9%	28.1%

資料：住民基本台帳（各年度末現在）

図1-2 年齢3区分別人口割合の推移



■ 年少人口(0～14歳) ■ 生産年齢人口(15～64歳) ■ 高齢者人口(65歳以上)

資料：住民基本台帳（各年度末現在）

2. 障がい者(児)の状況

(1) 障がい者手帳所持者の推移

① 人口、障がい者手帳所持者数の推移

本市の総人口が減少傾向であることに對し、障がい者手帳所持者数は増加傾向です。総人口に占める障がい者手帳所持者の割合は上昇しています。

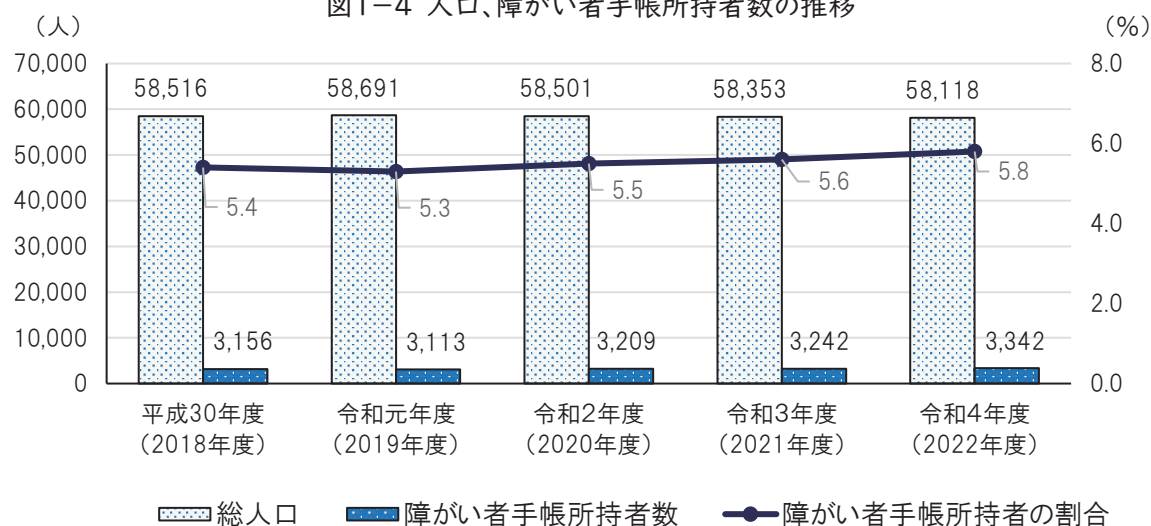
図1-3 人口、障がい者手帳所持者数

項目		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
総人口	人	58,516	58,691	58,501	58,353	58,118
障がい者手帳所持者数	人	3,156	3,113	3,209	3,242	3,342
障がい者手帳所持者の割合	構成比	5.4%	5.3%	5.5%	5.6%	5.8%

資料：人口は住民基本台帳（各年度末現在）

障がい者手帳所持者数は福祉グループ（各年度末現在）

図1-4 人口、障がい者手帳所持者数の推移



資料：人口は住民基本台帳（各年度末現在）

障がい者手帳所持者数は福祉グループ（各年度末現在）

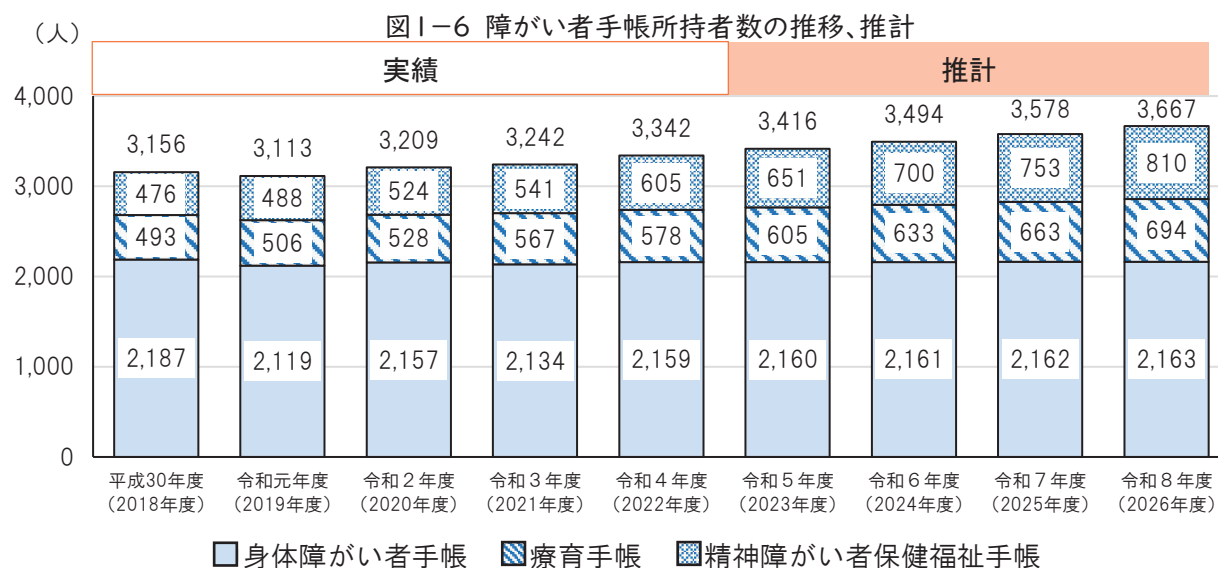
②障がい者手帳所持者数の推移、推計

障がい者手帳別の所持者数の推移をみると、身体障がい者手帳所持者数は横ばい、療育手帳所持者数及び精神障がい者保健福祉手帳所持者数は増加し続けています。令和5年度（2023年度）以降の推計においても、身体障がい者手帳所持者数は横ばい、療育手帳所持者数及び精神障がい者保健福祉手帳所持者数は増加することを見込んでいます。

図1-5 障がい者手帳所持者数

項目		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
身体障がい者手帳	人	2,187	2,119	2,157	2,134	2,159
療育手帳	人	493	506	528	567	578
精神障がい者保健福祉手帳	人	476	488	524	541	605

資料：福祉グループ（各年度末現在）



③障がい者手帳所持者数の年齢別内訳

令和4年度（2022年度）末現在、各手帳所持者の18歳以上の割合をみると、身体障がい者手帳が97.5%、療育手帳が69.9%、精神障がい者保健福祉手帳が94.4%となっています。

図1-7 障がい者手帳所持者の年齢別内訳

	18歳未満		18歳以上	
	人	構成比	人	構成比
身体障がい者手帳	53	2.5%	2,106	97.5%
療育手帳	174	30.1%	404	69.9%
精神障がい者保健福祉手帳	34	5.6%	571	94.4%

資料：福祉グループ（令和4年度（2022年度）末現在）

(2)身体障がい者手帳所持者の状況

身体障がい者手帳の所持者数は横ばいです。障がいの種類別の推移をみると、令和4年度（2022年度）末現在、肢体不自由の割合が1,210人（56.0%）と最も高く、次いで内部障がいが618人（28.6%）となっています。肢体不自由の人数は最も多いですが、減少傾向にあります。

図1-8 身体障がい者手帳所持者の年齢別内訳

	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)	
	人	構成比	人	構成比	人	構成比	人	構成比	人	構成比
18歳未満	53	2.4%	53	2.5%	51	2.4%	49	2.3%	53	2.5%
18歳以上	2,134	97.6%	2,066	97.5%	2,106	97.6%	2,085	97.7%	2,106	97.5%
合計	2,187	100.0%	2,119	100.0%	2,157	100.0%	2,134	100.0%	2,159	100.0%

資料:福祉グループ(各年度末現在)

図1-9 身体障がい者手帳所持者の等級別内訳

	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)	
	人	構成比	人	構成比	人	構成比	人	構成比	人	構成比
1級	578	26.4%	558	26.3%	588	27.3%	583	27.3%	585	27.1%
2級	299	13.7%	289	13.6%	293	13.6%	290	13.6%	301	13.9%
3級	369	16.9%	358	16.9%	359	16.6%	344	16.1%	355	16.4%
4級	640	29.3%	620	29.3%	615	28.5%	605	28.4%	602	27.9%
5級	178	8.1%	169	8.0%	173	8.0%	177	8.3%	179	8.3%
6級	123	5.6%	125	5.9%	129	6.0%	135	6.3%	137	6.3%
合計	2,187	100.0%	2,119	100.0%	2,157	100.0%	2,134	100.0%	2,159	99.9%

資料:福祉グループ(各年度末現在)

図1-10 身体障がい者手帳所持者の障がい種類の等級別内訳

	視覚障がい		聴覚平衡機能障がい		音声言語 そしゃく 機能障がい	
	人	構成比	人	構成比	人	構成比
1級	42	29.6%	12	7.9%	2	5.4%
2級	51	35.9%	23	15.1%	2	5.4%
3級	5	3.5%	13	8.6%	17	45.9%
4級	14	9.9%	50	32.9%	16	43.2%
5級	20	14.1%	0	0.0%		
6級	10	7.0%	54	35.5%		
合計	142	100.0%	152	100.0%	37	99.9%

	肢体不自由		内部障がい		合計	
	人	構成比	人	構成比	人	構成比
1級	140	11.6%	389	62.9%	585	27.1%
2級	216	17.9%	9	1.5%	301	13.9%
3級	234	19.3%	86	13.9%	355	16.4%
4級	388	32.1%	134	21.7%	602	27.9%
5級	159	13.1%			179	8.3%
6級	73	6.0%			137	6.3%
合計	1,210	100.0%	618	100.0%	2,159	99.9%

資料:福祉グループ(令和4年度(2022年度)末現在)

図1-11 身体障がい者手帳所持者の障がい種類別内訳

		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
視覚障がい	人	132	135	138	139	142
聴覚平衡機能障がい	人	140	145	141	149	152
音声言語そしゃく 機能障がい	人	34	31	34	35	37
肢体不自由	人	1,301	1,243	1,241	1,209	1,210
内部障がい	人	580	565	603	602	618
合計	人	2,187	2,119	2,157	2,134	2,159

資料:福祉グループ(各年度末現在)

図1-12 身体障がい者手帳所持者の障がい種類別の年齢別内訳

		平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
		人	構成比	人	構成比	人	構成比
視覚障がい	18歳未満	1	0.0%	1	0.0%	1	0.0%
	18歳以上	131	6.0%	134	6.3%	137	6.4%
聴覚平衡機能障がい	18歳未満	5	0.2%	4	0.2%	3	0.1%
	18歳以上	135	6.2%	141	6.7%	138	6.4%
音声言語そしゃく機能障がい	18歳未満	1	0.0%	1	0.0%	1	0.0%
	18歳以上	33	1.5%	30	1.4%	33	1.5%
肢体不自由	18歳未満	39	1.8%	41	1.9%	39	1.8%
	18歳以上	1,262	57.7%	1,202	56.7%	1,202	55.7%
内部障がい	18歳未満	7	0.3%	6	0.3%	7	0.3%
	18歳以上	573	26.2%	559	26.4%	596	27.6%
合計		2,187	99.9%	2,119	99.9%	2,157	99.8%

		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)	
		人	構成比	人	構成比
視覚障がい	18歳未満	1	0.0%	1	0.0%
	18歳以上	138	6.5%	141	6.5%
聴覚平衡機能障がい	18歳未満	3	0.1%	3	0.1%
	18歳以上	146	6.8%	149	6.9%
音声言語そしゃく機能障がい	18歳未満	1	0.0%	1	0.0%
	18歳以上	34	1.6%	36	1.7%
肢体不自由	18歳未満	36	1.7%	37	1.7%
	18歳以上	1,173	55.0%	1,173	54.3%
内部障がい	18歳未満	8	0.4%	11	0.5%
	18歳以上	594	27.8%	607	28.1%
合計		2,134	99.9%	2,159	99.8%

資料:福祉グループ(各年度末現在)

(3)療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者数は増加傾向です。年齢構成では平成30年度（2018年度）から令和4年度（2022年度）まで、18歳以上が約7割を占めています。障がいの程度は18歳以上・未満ともにB2判定（軽度）が最も多くなっています。

図1-13 療育手帳所持者の年齢別内訳

	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)	
	人	構成比	人	構成比	人	構成比	人	構成比	人	構成比
18歳未満	149	30.2%	155	30.6%	169	32.0%	175	30.9%	174	30.1%
18歳以上	344	69.8%	351	69.4%	359	68.0%	392	69.1%	404	69.9%
合計	493	100.0%	506	100.0%	528	100.0%	567	100.0%	578	100.0%

資料：福祉グループ（各年度末現在）

図1-14 療育手帳所持者の障がいの程度別内訳

	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)	
	人	構成比	人	構成比	人	構成比	人	構成比	人	構成比
A判定	177	35.9%	182	36.0%	189	35.8%	201	35.4%	201	34.8%
B1判定	111	22.5%	111	21.9%	108	20.5%	112	19.8%	115	19.9%
B2判定	205	41.6%	213	42.1%	231	43.8%	254	44.8%	262	45.3%
合計	493	100.0%	506	100.0%	528	100.1%	567	100.0%	578	100.0%

資料：福祉グループ（各年度末現在）

図1-15 療育手帳所持者の年齢別障がいの程度別内訳

	総数		18歳未満		18歳以上	
	人	構成比	人	構成比	人	構成比
A判定	201	34.8%	55	31.6%	146	36.1%
B1判定	115	19.9%	31	17.8%	84	20.8%
B2判定	262	45.3%	88	50.6%	174	43.1%
合計	578	100.0%	174	100.0%	404	100.0%

資料：福祉グループ（令和4年度（2022年度）末現在）

(4)精神障がい者保健福祉手帳所持者の状況

令和4年度（2022年度）末現在、精神障がい者保健福祉手帳所持者の障がいの程度は、2級が56.5%（342人）を占め、次いで3級が34.5%（209人）となっています。所持者数は等級にかかわらず増加傾向にあります。

図1-16 精神障がい者保健福祉手帳所持者の年齢別内訳

	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)	
	人	構成比	人	構成比	人	構成比	人	構成比	人	構成比
18歳未満	22	4.6%	26	5.3%	31	5.9%	29	5.4%	34	5.6%
18歳以上	454	95.4%	462	94.7%	493	94.1%	512	94.6%	571	94.4%
合計	476	100.0%	488	100.0%	524	100.0%	541	100.0%	605	100.0%

資料：福祉グループ（各年度末現在）

図1-17 精神障がい者保健福祉手帳所持者の障がいの程度別内訳

	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)	
	人	構成比	人	構成比	人	構成比	人	構成比	人	構成比
1級	45	9.5%	46	9.4%	48	9.2%	48	8.9%	54	8.9%
2級	298	62.6%	299	61.3%	302	57.6%	314	58.0%	342	56.5%
3級	133	27.9%	143	29.3%	174	33.2%	179	33.0%	209	34.5%
合計	476	100.0%	488	100.0%	524	100.0%	541	99.9%	605	99.9%

資料：福祉グループ（各年度末現在）

図1-18 精神障がい者保健福祉手帳所持者の年齢別障がいの程度別内訳

	総数		18歳未満		18歳以上	
	人	構成比	人	構成比	人	構成比
1級	54	8.9%	1	2.9%	53	9.3%
2級	342	56.5%	5	14.7%	337	59.0%
3級	209	34.5%	28	82.4%	181	31.7%
合計	605	99.9%	34	100.0%	571	100.0%

資料：福祉グループ（令和4年度（2022年度）末現在）

(5)難病患者の状況

図1-19 難病法に基づく医療費助成制度の承認人数

	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
承認人数	522	530	540	585	577

資料:富田林保健所(各年度末現在)

図1-20 難病法に基づく医療費助成制度の承認疾病(上位10疾病)

順位	疾患名	承認人数(人)
1	潰瘍性大腸炎	93
2	パーキンソン病	88
3	全身性エリテマトーデス	35
4	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	19
5	重症筋無力症	18
6	網膜色素変性症	17
7	特発性大腿骨頭壊死症	16
7	特発性間質性肺炎	16
7	クローン病	16
10	好酸球性副鼻腔炎	15

資料:富田林保健所(令和4年度(2022年度)末現在)

(6)障がい支援区分認定者数の状況

障がい者手帳所持者の障がい支援区分別認定者数は、知的障がい者が最も多く、その内訳をみると、区分4が最も多くなっています。また、認定者数全体の中では、精神障がい者の区分2が63人と最も多くなっています。

図1-21 障がい者手帳所持者の障がい支援区分別認定者数内訳

		身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	難病
区分1	人	1	2	0	1
区分2	人	10	20	63	1
区分3	人	12	40	39	0
区分4	人	9	46	10	0
区分5	人	12	34	1	0
区分6	人	19	23	1	0
合計	人	63	165	114	2

資料:福祉グループ(令和5年(2023年)9月末現在)

3. 就園・就学状況

(1) 障がい児の推移

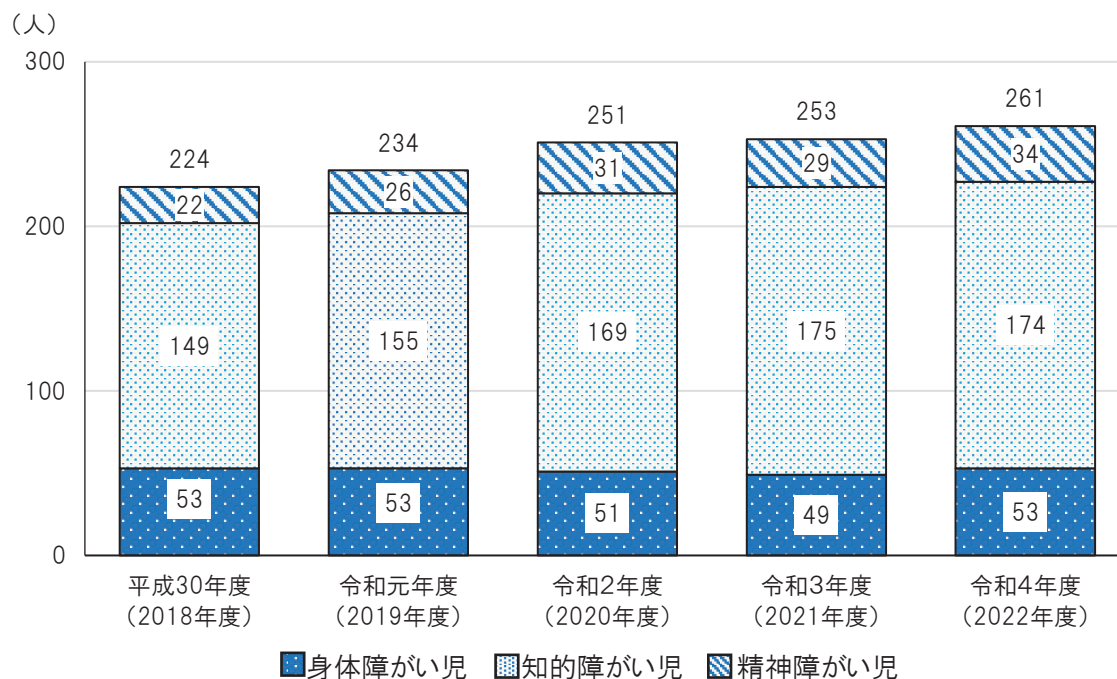
障がい児の人数は増加傾向にあります。障がいの種類別の推移をみると、平成30年度（2018年度）から令和4年度（2022年度）にかけて知的障がい児は25人、精神障がい児は12人増加しており、身体障がい児は53人と変化はみられませんでした。

図1-22 障がい児の数

項目		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
身体障がい児	人	53	53	51	49	53
知的障がい児	人	149	155	169	175	174
精神障がい児	人	22	26	31	29	34

資料：福祉グループ（各年度末現在）

図1-23 障がい児の推移



資料：福祉グループ（各年度末現在）

(2)就学前児童の手帳所持者の状況

就学前児童の手帳所持者数は、令和3年度（2021年度）までは減少傾向にありましたが、令和4年度（2022年度）で増加に転じ、45人となっています。いずれの年度においても療育手帳所持者が大きな割合を占めています。

図1-24 就学前児童の手帳所持者数

	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)	
	人	構成比	人	構成比	人	構成比	人	構成比	人	構成比
身体障がい者 手帳	17	29.8%	16	30.2%	15	30.0%	13	29.5%	12	26.7%
療育手帳	39	68.4%	37	69.8%	35	70.0%	30	68.2%	31	68.9%
精神障がい者 保健福祉手帳	1	1.8%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.3%	2	4.4%
合計	57	100.0%	53	100.0%	50	100.0%	44	100.0%	45	100.0%

資料：福祉グループ（各年度末現在）

(3)市立小中学校の在籍状況

市立小学校及び中学校の在籍者は、ほぼ横ばいで推移しています。

図1-25 大阪狭山市における市立学校の在籍者数

		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
市立小学校	人	3,285	3,242	3,207	3,237	3,221
市立中学校	人	1,520	1,559	1,567	1,560	1,553
合計	人	4,805	4,801	4,774	4,797	4,774

資料：大阪狭山市教育委員会（各年5月1日現在）

(4)大阪狭山市における支援学級在籍者数

①特別支援学級在籍児童・生徒数の推移

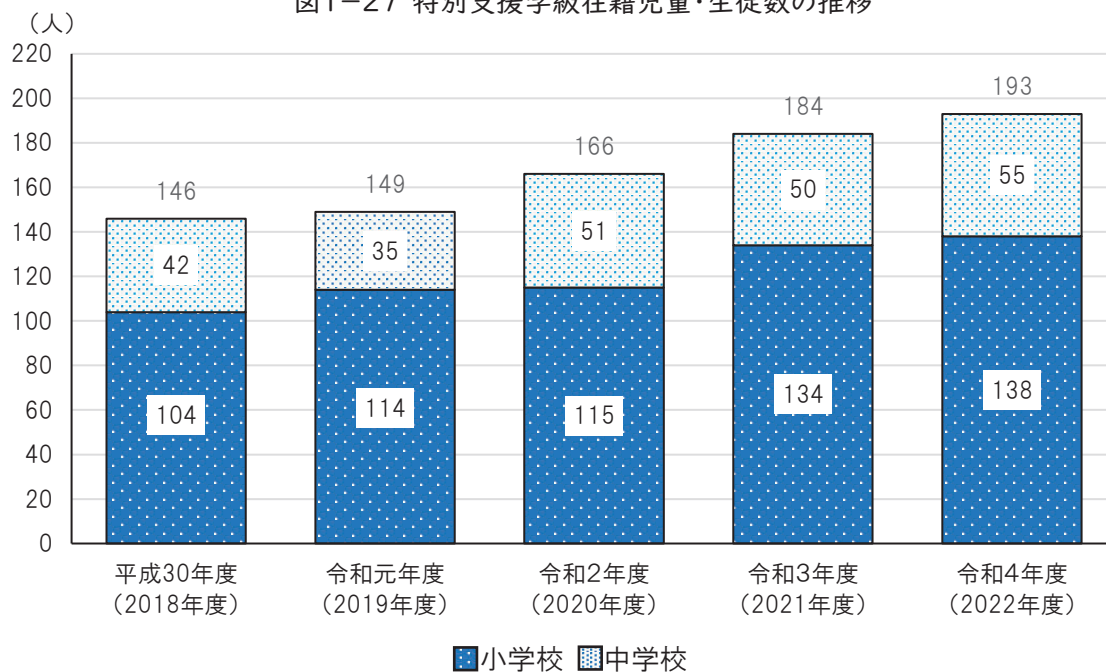
特別支援学級在籍児童・生徒数は、年々増加しており、令和4年（2022年）5月1日現在193人となっています。

図1-26 特別支援学級在籍児童・生徒数

項目		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
小学校	人	104	114	115	134	138
中学校	人	42	35	51	50	55

資料：大阪狭山市教育委員会（各年5月1日現在）

図1-27 特別支援学級在籍児童・生徒数の推移



資料：大阪狭山市教育委員会（各年5月1日現在）

②大阪狭山市における支援学級在籍者数

令和4年(2022年)5月1日現在、大阪狭山市における支援学級在籍者数は、小学校では29学級138人、中学校では11学級55人となっています。小学校・中学校とも在籍者数は増加傾向で、どの年度においても自閉症・情緒障がい、知的障がいの割合が高いです。

図1-28 大阪狭山市における支援学級在籍者数

		平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)	
		学級数	在籍者数 (人)	学級数	在籍者数 (人)	学級数	在籍者数 (人)	学級数	在籍者数 (人)	学級数	在籍者数 (人)
小学校	弱視	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0
	知的障がい	9	39	9	43	9	45	10	46	10	51
	肢体不自由	4	7	4	7	4	8	4	10	4	9
	病弱・身体虚弱	2	5	2	5	1	2	1	2	2	4
	自閉症・情緒障がい	10	50	10	56	10	59	13	75	13	74
	難聴	1	2	1	2	1	1	1	1	0	0
合計		27	104	27	114	25	115	29	134	29	138

		平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)	
		学級数	在籍者数 (人)	学級数	在籍者数 (人)	学級数	在籍者数 (人)	学級数	在籍者数 (人)	学級数	在籍者数 (人)
中学校	弱視	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1
	知的障がい	4	21	4	17	4	18	4	23	5	26
	肢体不自由	2	3	2	3	2	3	1	1	0	0
	病弱・身体虚弱	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	自閉症・情緒障がい	4	18	3	15	5	29	4	25	4	27
	難聴	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
合計		10	42	9	35	12	51	10	50	11	55

資料：大阪狭山市教育委員会(各年5月1日現在)

③大阪府立支援学校における本市児童の在籍者数の推移

大阪府立支援学校における本市児童の在籍者数は増加傾向となっており、平成30年度(2018年度)から令和4年度(2022年度)にかけて26人増えています。

図1-29 大阪府立支援学校における本市児童の在籍者数

		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
府立支援学校(小学部)	人	7	10	14	19	20
(中学部)	人	8	10	14	20	21
合計	人	15	20	28	39	41

資料：大阪狭山市教育委員会(各年5月1日現在)

④学校別在籍者数の推移

学校別在籍者数でみると、府立富田林支援学校の割合が33人（80.5%）と最も高く、次いで府立藤井寺支援学校が7人（17.0%）となっています。在籍者数は増加傾向で、通学における課題が見られます。

図Ⅰ-30 学校別在籍者数

		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
府立富田林支援学校(小学部)	人	7	8	11	16	16
(中 学 部)	人	7	8	12	17	17
小計	人	14	16	23	33	33
府立藤井寺支援学校(小学部)	人	0	2	3	3	4
(中 学 部)	人	0	1	2	3	3
小計	人	0	3	5	6	7
府立羽曳野支援学校(小学部)	人	0	0	0	0	0
(中 学 部)	人	0	0	0	0	0
小計	人	0	0	0	0	0
府立中津支援学校(小学部)	人	0	0	0	0	0
(中 学 部)	人	0	0	0	0	0
小計	人	0	0	0	0	0
府立平野支援学校(小学部)	人	0	0	0	0	0
(中 学 部)	人	1	1	0	0	0
小計	人	1	1	0	0	0
府立堺聴覚支援学校(小学部)	人	0	0	0	0	0
(中 学 部)	人	0	0	0	0	1
小計	人	0	0	0	0	1
合計	人	15	20	28	39	41

資料：大阪狭山市教育委員会（各年5月1日現在）

4. 就労状況

(1) 障がい者の求職・雇用状況

① 障がい者の求職申込件数と就職件数

障がい者の就職件数は、令和元年度（2019年度）から令和2年度（2020年度）にかけて減少し、特に令和2年度（2020年度）のハローワーク河内長野における就職件数は前年より19.4%減少しています。

令和4年度（2022年度）において、求職申込件数はハローワーク河内長野、大阪、全国でも増加しています。就職件数についてはハローワーク河内長野では減少、大阪、全国をみると増加しています。

図1-31 障がい者の求職申込件数と就職件数

		平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
		件数	前年比	件数	前年比	件数	前年比
ハローワーク 河内長野	求職申込件数	392	△9.3%	423	7.9%	429	1.4%
	就職件数	287	16.2%	289	0.7%	233	△19.4%
大阪	求職申込件数	16,706	3.1%	18,659	11.7%	16,925	△9.3%
	就職件数	8,329	5.3%	7,930	△4.8%	6,917	△12.8%
全国	求職申込件数	211,271	4.5%	223,229	5.7%	211,926	△5.1%
	就職件数	102,318	4.6%	103,163	0.8%	89,840	△12.9%

		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)	
		件数	前年比	件数	前年比
ハローワーク 河内長野	求職申込件数	494	15.2%	525	6.3%
	就職件数	225	△3.4%	211	△6.2%
大阪	求職申込件数	16,681	△1.4%	17,670	5.9%
	就職件数	7,203	4.1%	7,681	6.6%
全国	求職申込件数	223,985	5.7%	233,434	4.2%
	就職件数	96,180	7.1%	102,537	6.6%

資料：ハローワーク河内長野（管轄：本市、富田林市、河内長野市、太子町、河南町、千早赤阪村）

②障がい種別にみる就職件数

令和元年度（2019年度）から令和2年度（2020年度）にかけて全体的に就職件数の減少が見られますが、その後全国的には増加しています。

図1-32 障がい種別にみる就職件数

		平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
		件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
身体 障がい者	ハローワーク 河内長野	74	25.8%	73	25.3%	39	16.7%
	大阪	2,317	27.8%	1,995	25.2%	1,556	22.5%
	全国	26,841	26.2%	25,484	24.7%	20,025	22.3%
知的 障がい者	ハローワーク 河内長野	40	13.9%	50	17.3%	49	21.0%
	大阪	1,917	23.0%	1,759	22.2%	1,647	23.8%
	全国	22,234	21.7%	21,899	21.2%	19,801	22.0%
精神 障がい者 その他の 障がい者	ハローワーク 河内長野	173	60.3%	166	57.4%	145	62.2%
	大阪	4,095	49.2%	4,176	52.7%	3,714	53.7%
	全国	53,243	52.0%	55,780	54.1%	50,014	55.7%

		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)	
		件数	構成比	件数	構成比
身体 障がい者	ハローワーク 河内長野	48	21.3%	31	14.7%
	大阪	1,564	21.7%	1,580	20.6%
	全国	20,829	21.7%	21,914	21.4%
知的 障がい者	ハローワーク 河内長野	56	24.9%	42	19.9%
	大阪	1,596	22.2%	1,661	21.6%
	全国	19,957	20.7%	20,573	20.1%
精神 障がい者 その他の 障がい者	ハローワーク 河内長野	121	53.8%	138	65.4%
	大阪	4,043	56.1%	4,440	57.8%
	全国	55,394	57.6%	60,050	58.6%

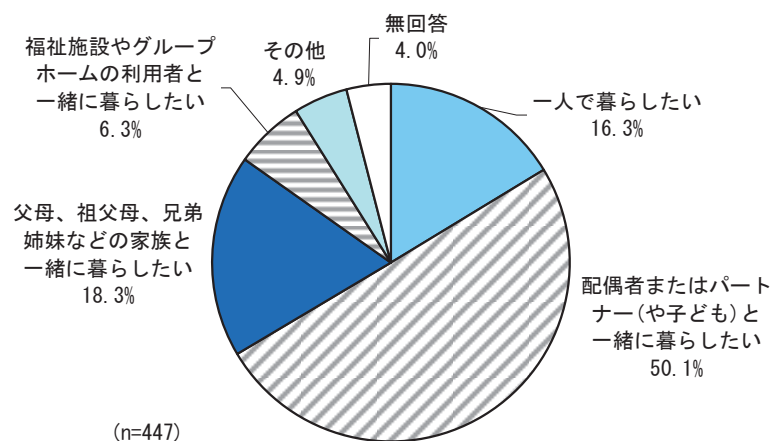
資料：ハローワーク河内長野（管轄：本市、富田林市、河内長野市、太子町、河南町、千早赤阪村）

5. アンケート調査結果(抜粋)

(1)住まいや暮らし方について

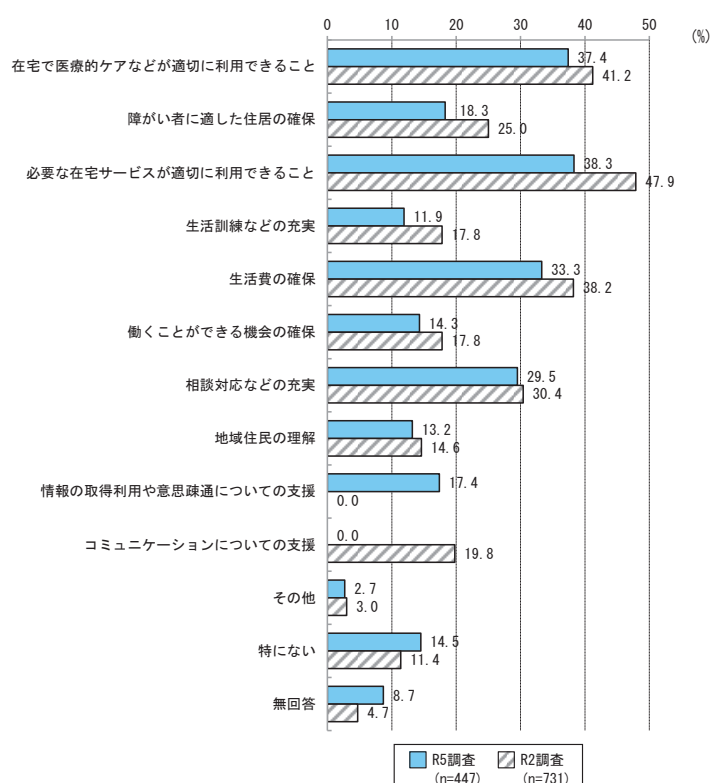
今後3年以内にどのような暮らしをしたいと思うかについて、「配偶者またはパートナー（や子ども）と一緒に暮らしたい」の割合が50.1%と最も高く、次いで「父母、祖父母、兄弟姉妹などの家族と一緒に暮らしたい」の割合が18.3%、「一人で暮らしたい」の割合が16.3%となっています。

図2-1 あなたは、今後3年以内にどのような暮らしをしたいと思いますか。



希望する暮らしを送るためには、どのような支援があればよいと思うかについて、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」の割合が38.3%と最も高く、次いで「在宅で医療的ケアなどが適切に利用できること」の割合が37.4%、「生活費の確保」の割合が33.3%となっています。

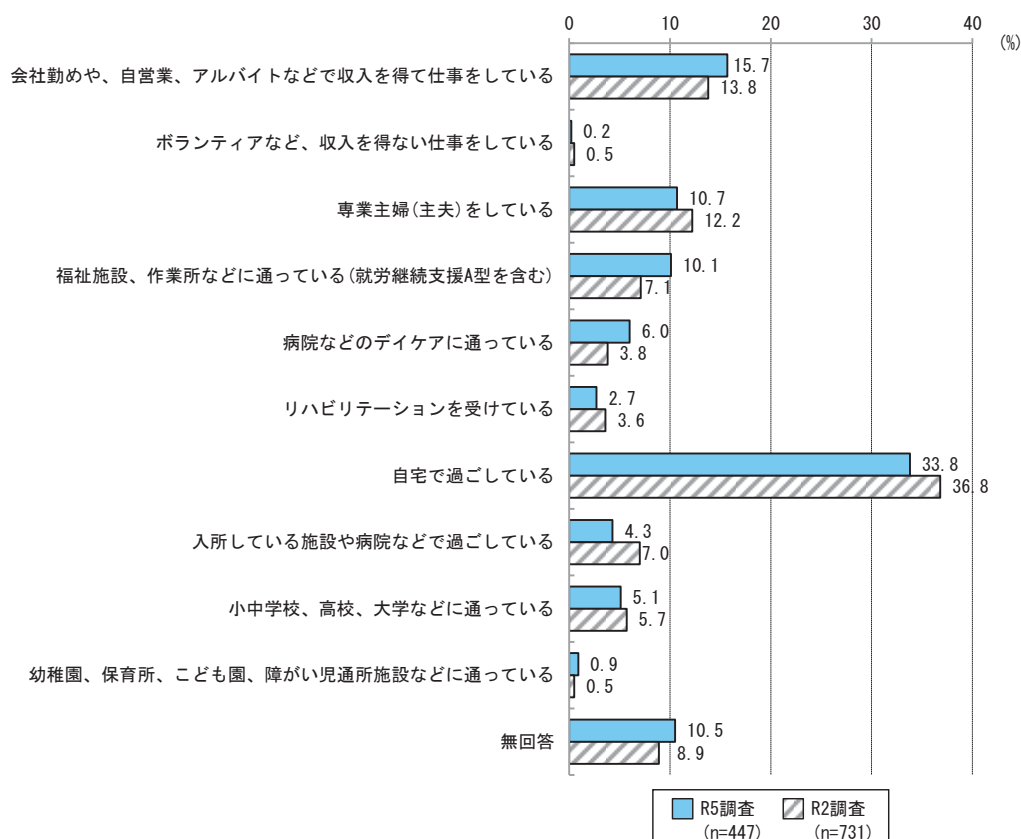
図2-2 希望する暮らしを送るためには、どのような支援があればよいと思いますか。



(2)日中活動や就労について

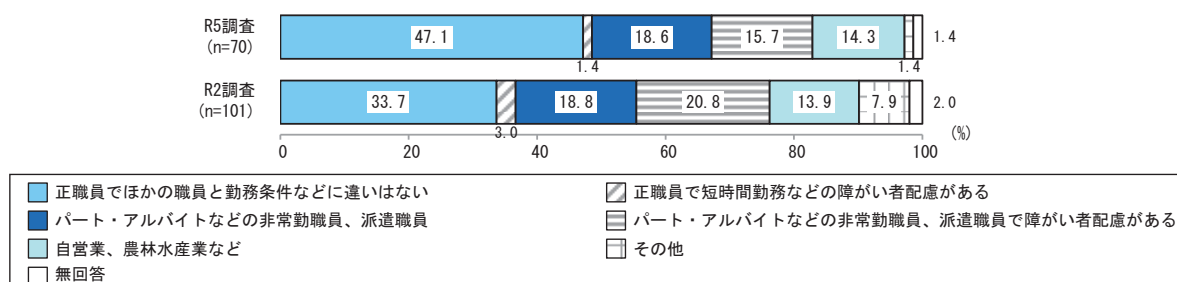
平日の日中の過ごし方について、「自宅で過ごしている」の割合が33.8%と最も高く、次いで「会社勤めや、自営業、アルバイトなどで収入を得て仕事をしている」の割合が15.7%、「専業主婦(主夫)をしている」の割合が10.7%となっています。

図2-3 あなたは、平日の日中を主にどのように過ごしていますか。



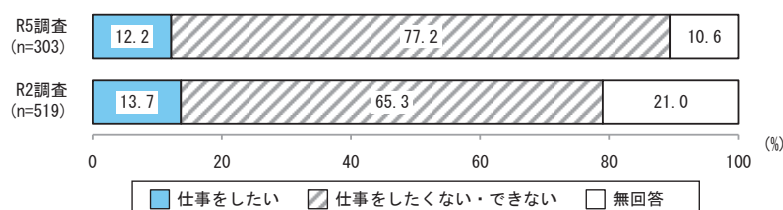
勤務形態について、「正職員でほかの職員と勤務条件などに違いはない」の割合が47.1%と最も高く、次いで「パート・アルバイトなどの非常勤職員、派遣職員」の割合が18.6%、「パート・アルバイトなどの非常勤職員、派遣職員で障がい者配慮がある」の割合が15.7%となっています。

図2-4 どのような勤務形態で働いていますか。



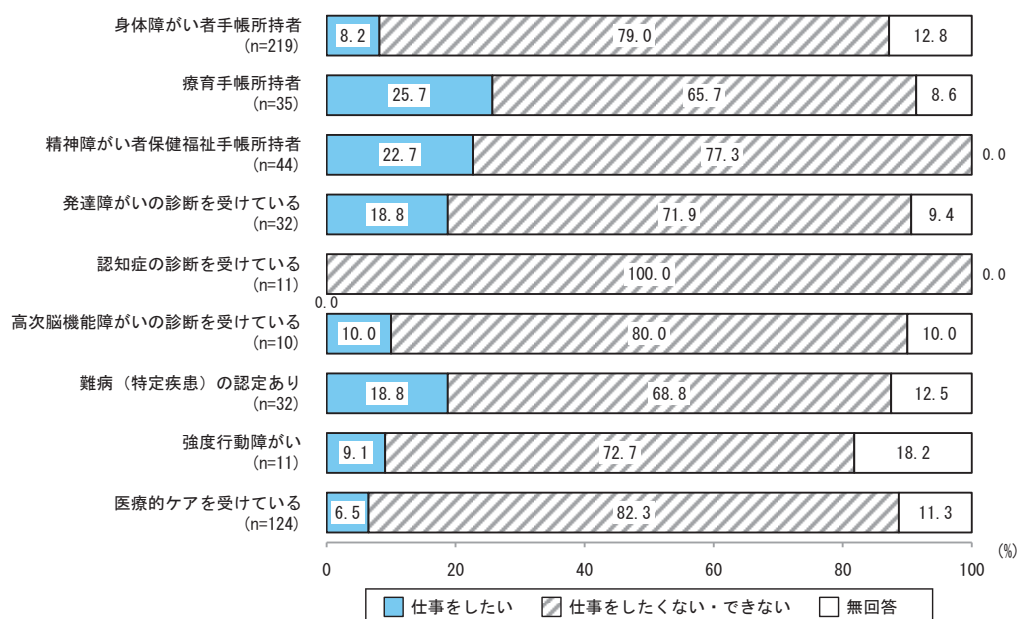
就労意向について、「仕事をしたくない・できない」の割合が77.2%、「仕事をしたい」の割合が12.2%となっています。

図2-5 今後、収入を得る仕事をしたいですか。



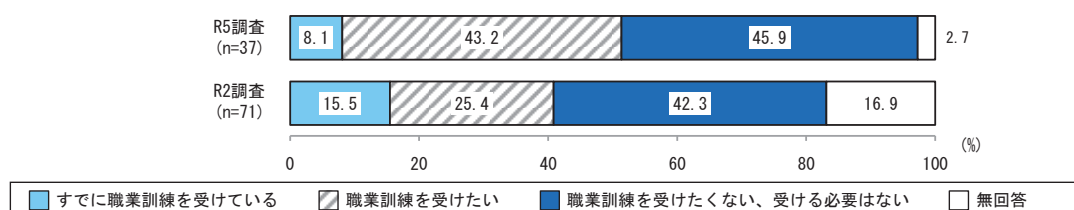
「仕事をしたい」の割合について、障がい種別でみると、「療育手帳所持者」の割合が25.7%と最も高く、次いで、「精神障がい者保健福祉手帳所持者」の割合が22.7%、「発達障がいの診断を受けている」、「難病（特定疾患）の認定あり」の割合が同率で18.8%となっています。

図2-6 今後、収入を得る仕事をしたいですか。（障がい種別）



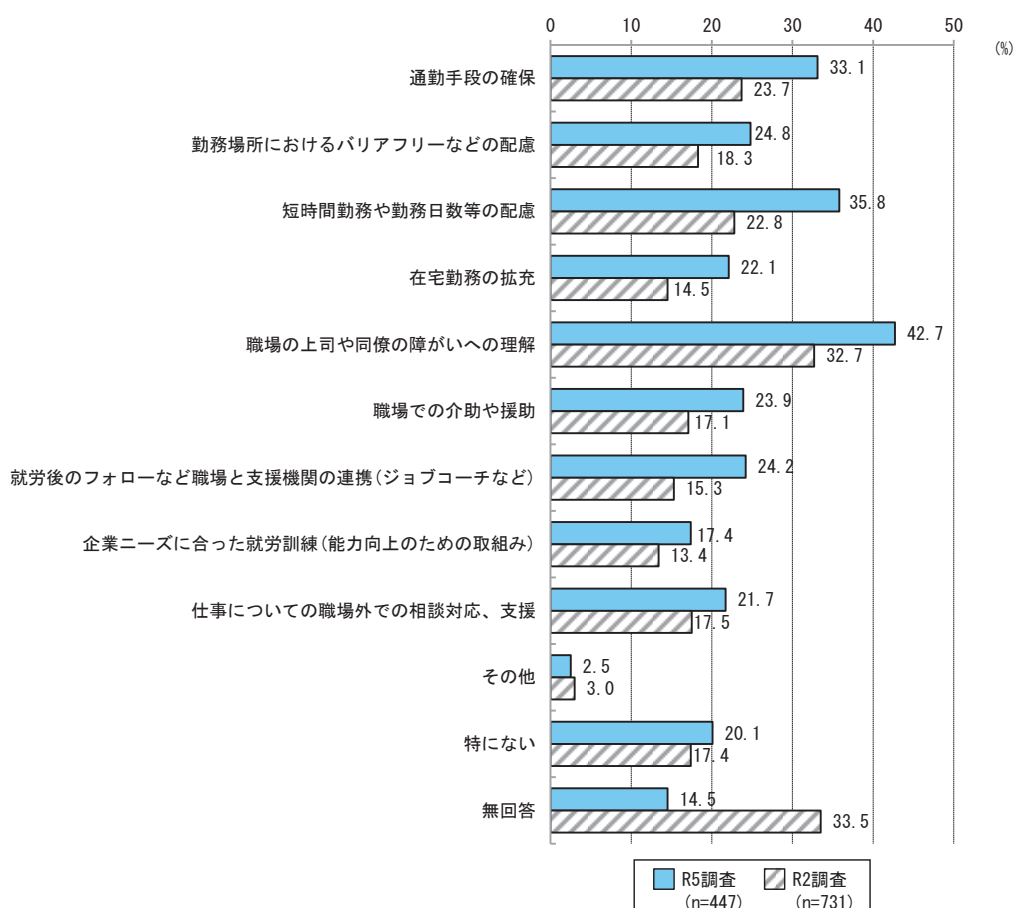
職業訓練の受講意向について、「職業訓練を受けたくない、受ける必要はない」の割合が45.9%と最も高く、次いで「職業訓練を受けたい」の割合が43.2%、「すでに職業訓練を受けている」の割合が8.1%となっています。

図2-7 収入を得る仕事をするために、職業訓練などを受けたいと思いますか。



障がい者就労支援に必要なことについて、「職場の上司や同僚の障がいへの理解」の割合が42.7%と最も高く、次いで「短時間勤務や勤務日数等の配慮」の割合が35.8%、「通勤手段の確保」の割合が33.1%となっています。

図2-8 あなたは、障がい者就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。

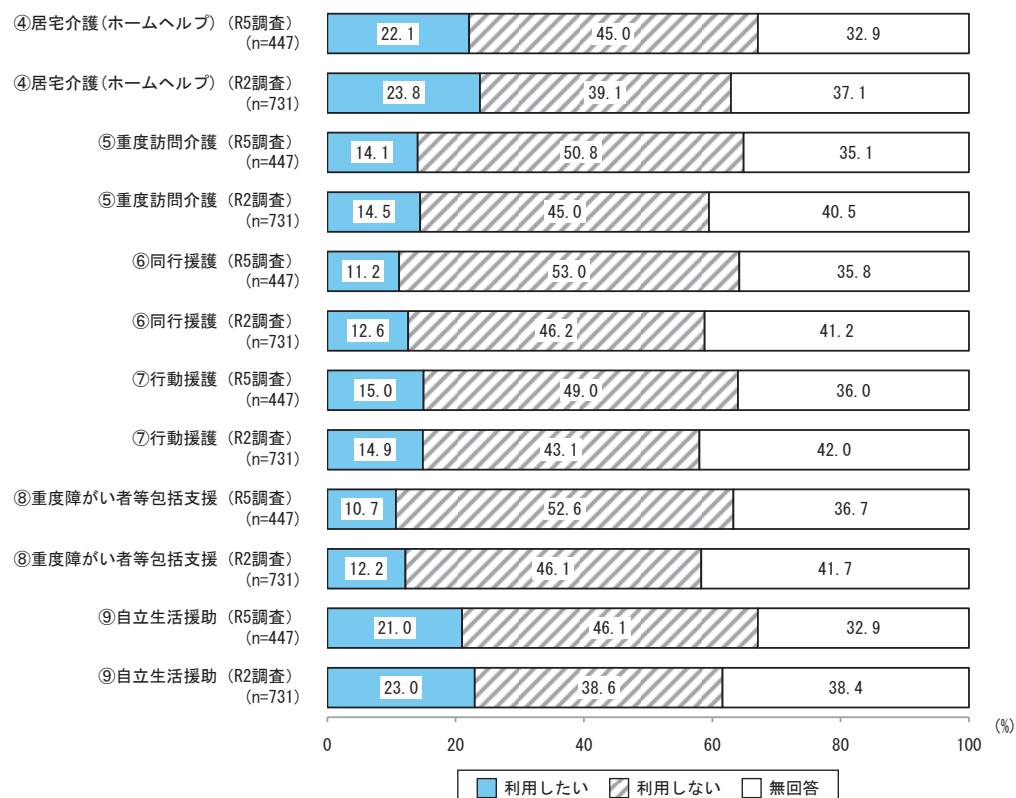


(3)サービスの利用意向について

①訪問系サービス

利用したい割合は、「居宅介護（ホームヘルプ）」が22.1%、「重度訪問介護」が14.1%、「同行援護」が11.2%、「行動援護」が15.0%、「重度障がい者等包括支援」が10.7%、「自立生活援助」が21.0%となっています。

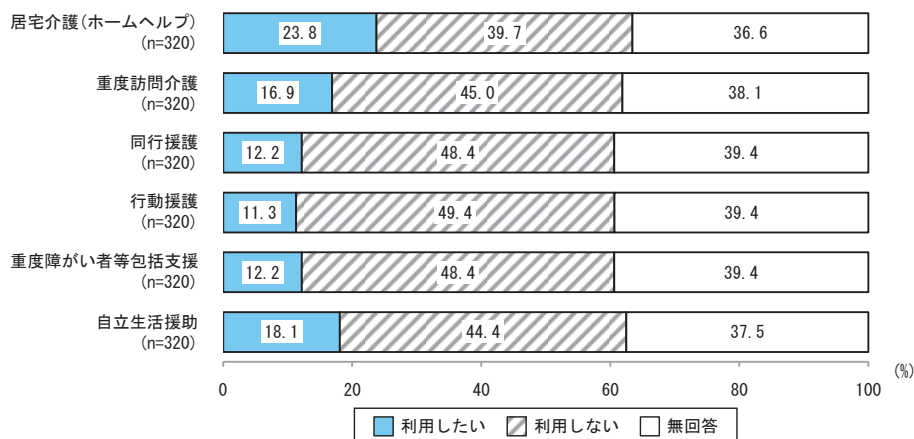
図2-9



障がい種別でみると、身体障がい者では「居宅介護（ホームヘルプ）」が23.8%、知的障がい者では「行動援護」が32.4%、精神障がい者では「自立生活援助」が33.3%でそれぞれ最も高くなっています。

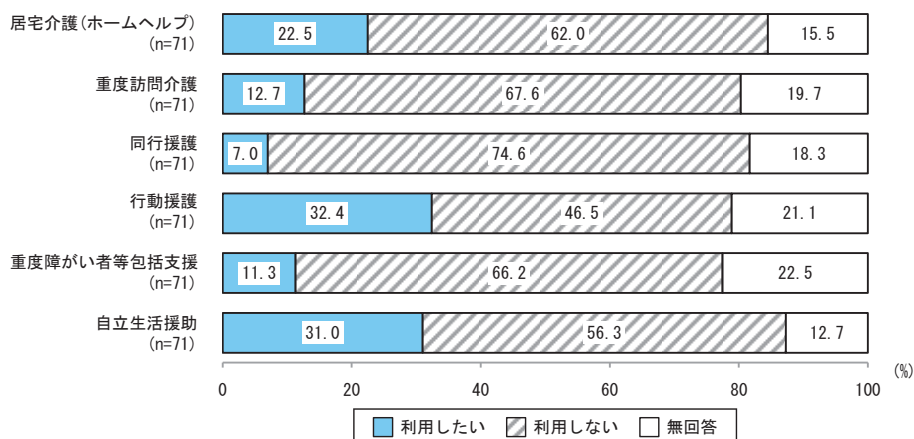
・身体障がい者

図2-10



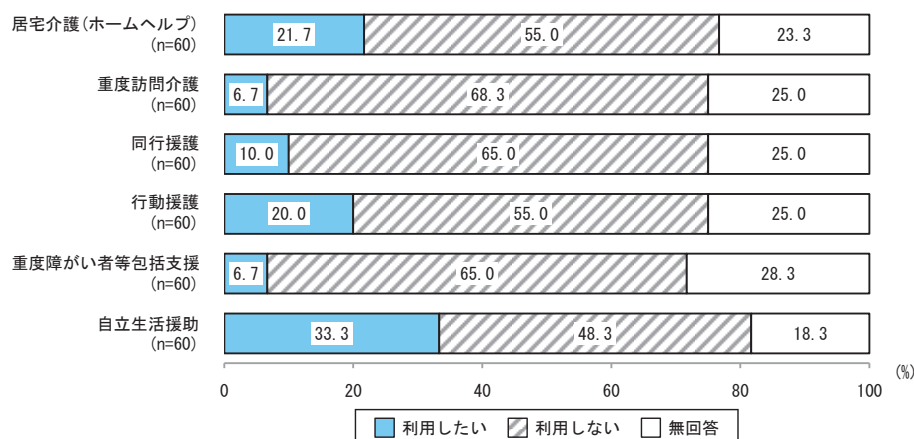
・知的障がい者

図2-11



・精神障がい者

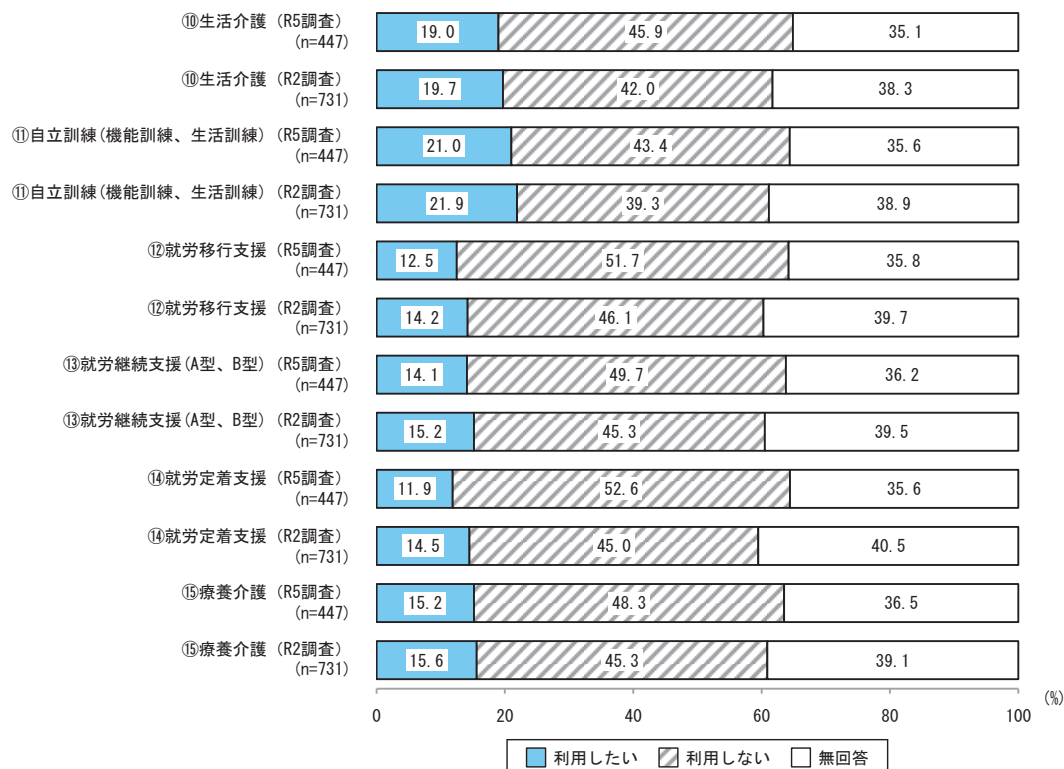
図2-12



②日中活動系サービス

利用したい割合は、「生活介護」が19.0%、「自立訓練（機能訓練、生活訓練）」が21.0%、「就労移行支援」が12.5%、「就労継続支援（A型、B型）」が14.1%、「就労定着支援」が11.9%、「療養介護」が15.2%となっています。

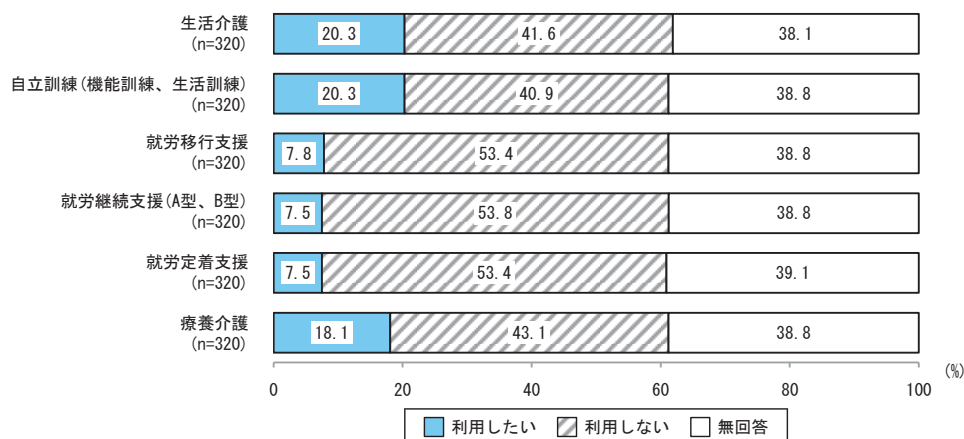
図2-13



障がい種別でみると、身体障がい者では「生活介護」、「自立訓練（機能訓練、生活訓練）」が同率で20.3%、知的障がい者及び精神障がい者では「就労継続支援（A型、B型）」が40.8%・25.0%で、それぞれ最も高くなっています。

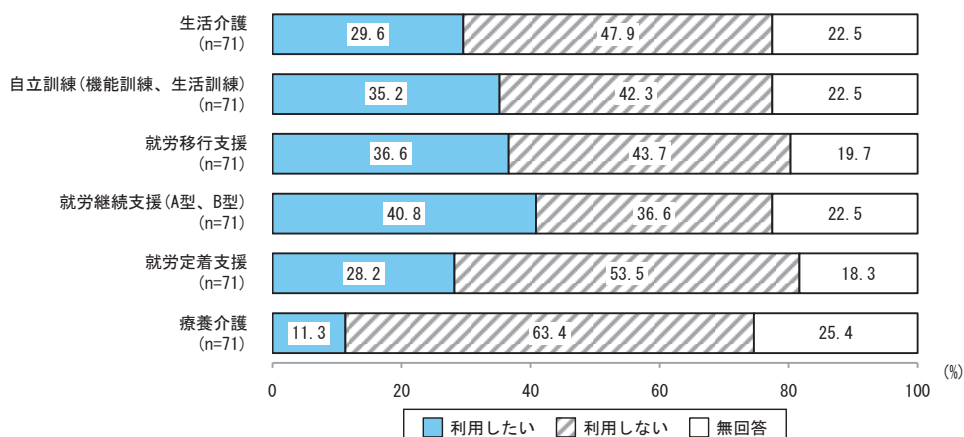
・身体障がい者

図2-14



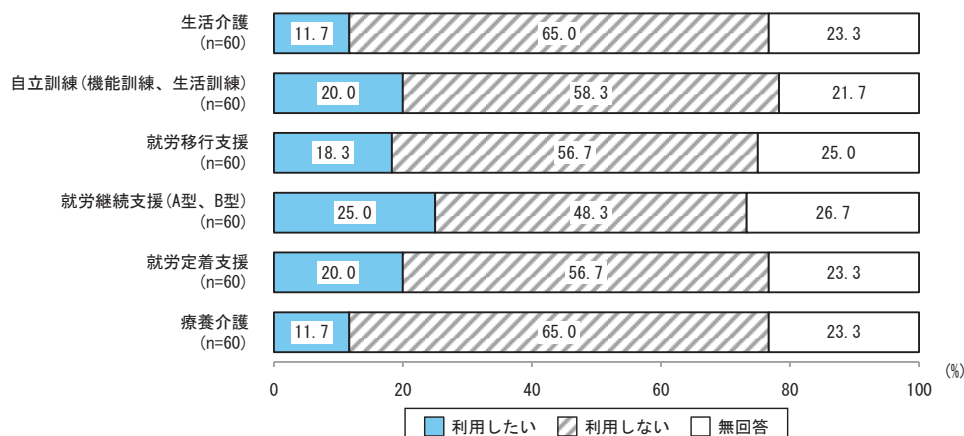
・知的障がい者

図2-15



・精神障がい者

図2-16



③居住系サービス

利用したい割合は、「短期入所（ショートステイ）」では25.3%となっています。「共同生活援助（グループホーム）」と「施設入所支援」については、将来的な利用希望がそれぞれ20.1%、19.7%となっています。

図2-17

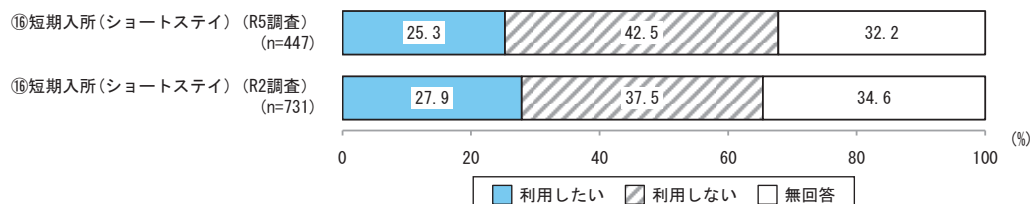
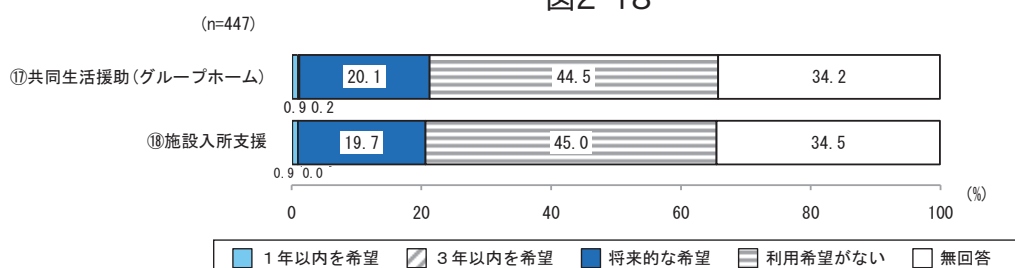


図2-18



「短期入所（ショートステイ）」の利用したい割合を障がい種別でみると、身体障がい者が24.7%、知的障がい者が47.9%、精神障がい者が16.7%となっています。

「共同生活援助（グループホーム）」の将来的な利用希望を障がい種別でみると、身体障がい者は18.1%、知的障がい者は43.8%、精神障がい者は15.0%となっています。

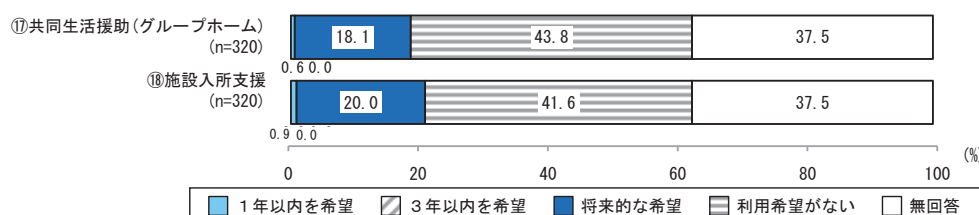
「施設入所支援」の将来的な利用希望を障がい種別でみると、身体障がい者は20.0%、知的障がい者は39.4%、精神障がい者は10.0%となっています。

・身体障がい者

図2-19



図2-20



・知的障がい者

図2-21

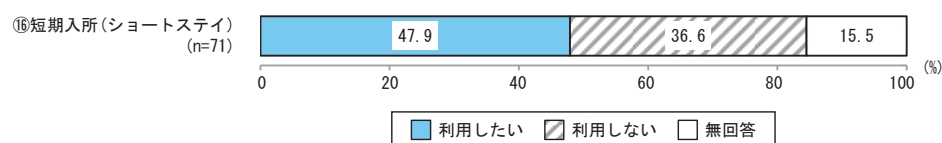
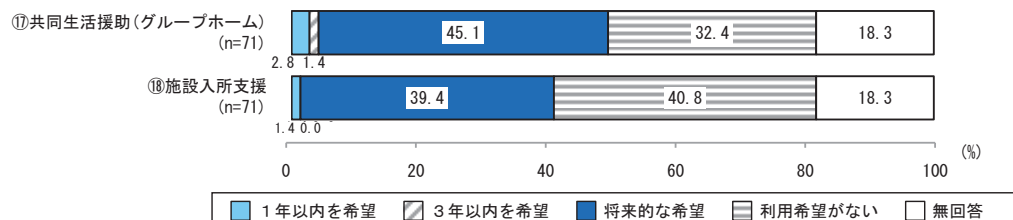


図2-22

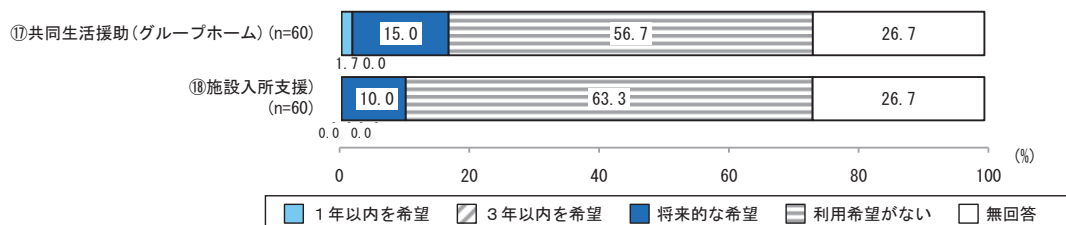


・精神障がい者

図2-23



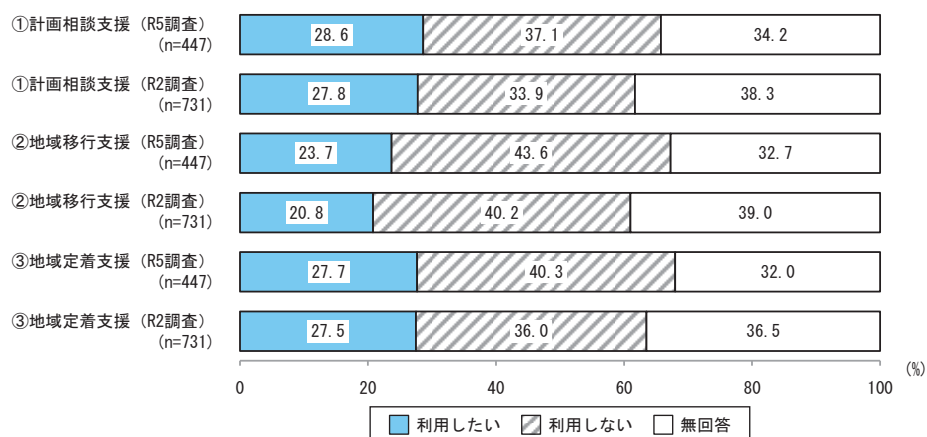
図2-24



④相談支援

利用したい割合は、「計画相談支援」が28.6%、「地域移行支援」が23.7%、「地域定着支援」が27.7%となっています。

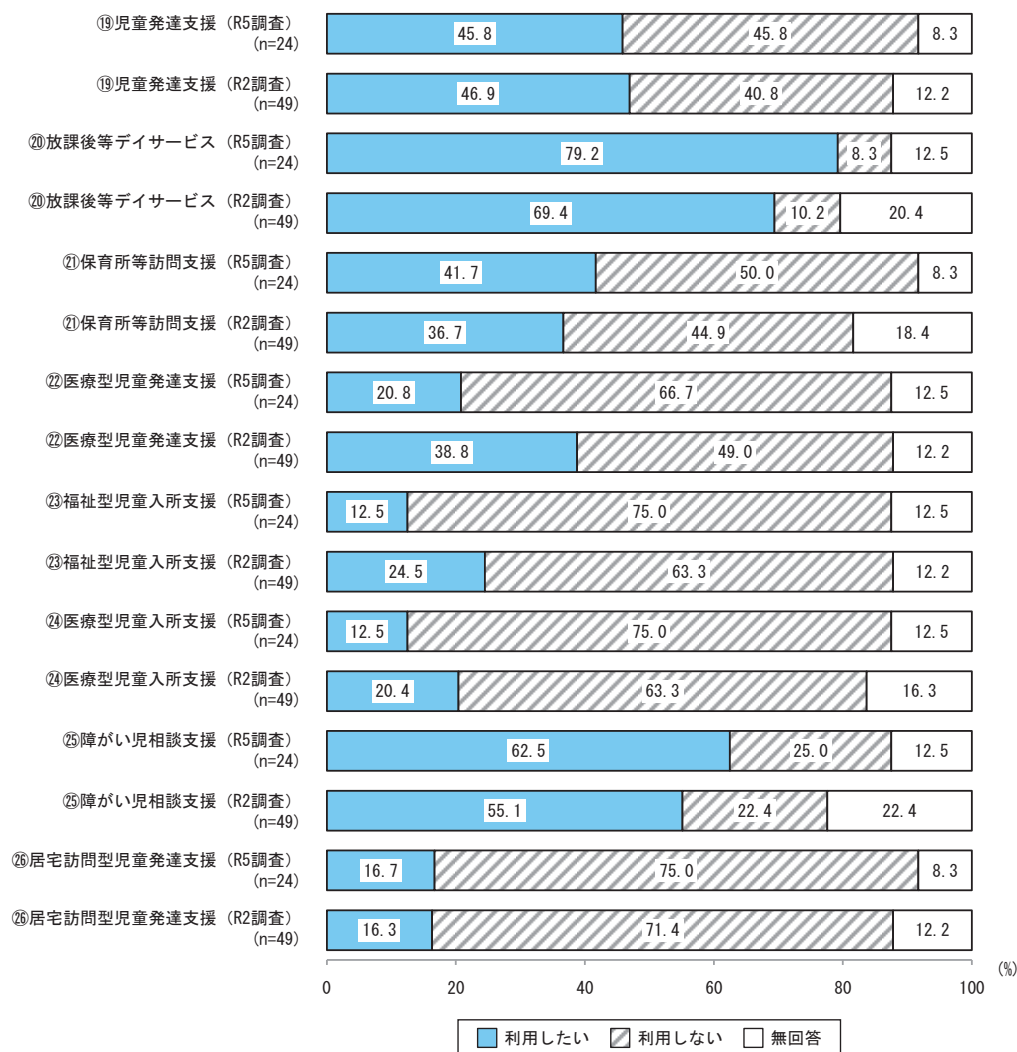
図2-25



⑤障がい児サービス

利用したい割合は、「児童発達支援」が45.8%、「放課後等デイサービス」が79.2%、「保育所等訪問支援」が41.7%、「医療型児童発達支援」が20.8%、「福祉型児童入所支援」が12.5%、「医療型児童入所支援」が12.5%、「障がい児相談支援」が62.5%、「居宅訪問型児童発達支援」が16.7%となっています。

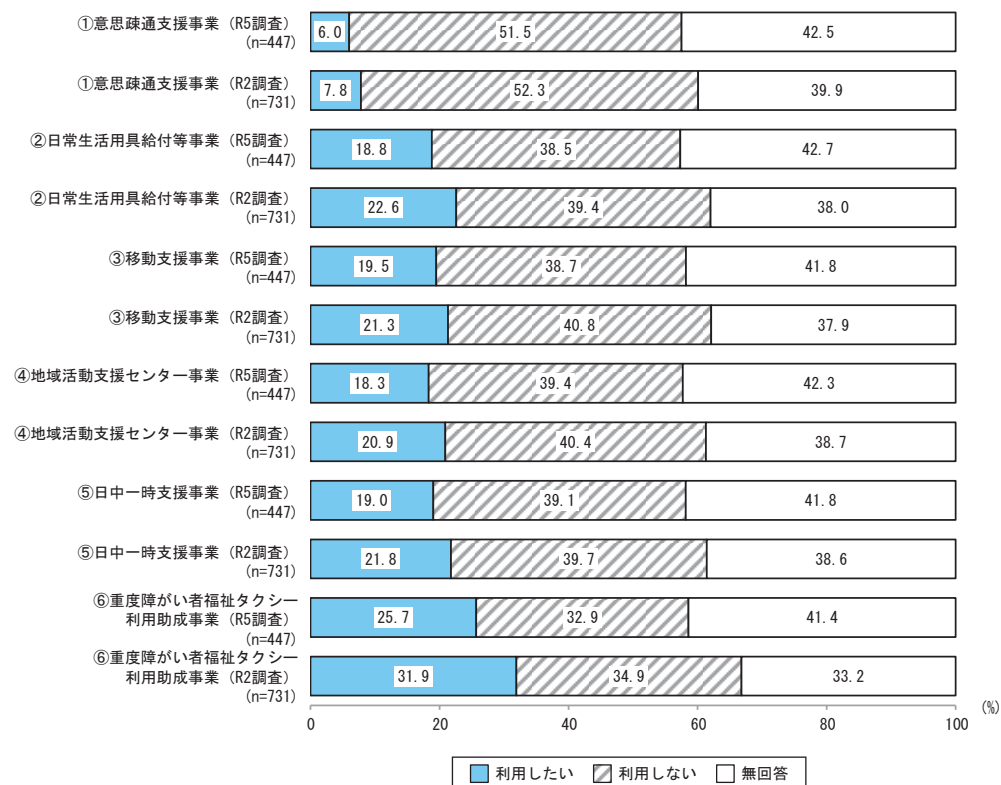
図2-26



⑥地域生活支援事業

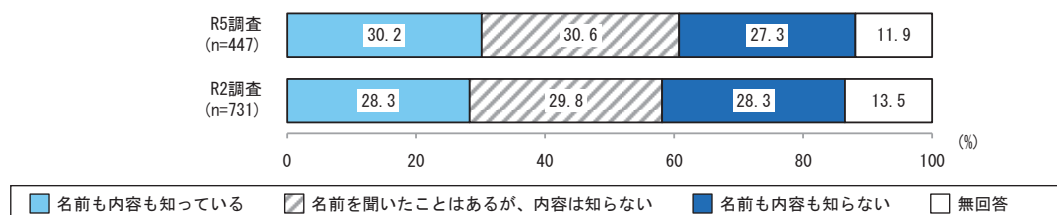
利用したい割合は、「意思疎通支援事業」が6.0%、「日常生活用具給付等事業」が18.8%、「移動支援事業」が19.5%、「地域活動支援センター事業」が18.3%、「日中一時支援事業」が19.0%、「重度障がい者福祉タクシー利用助成事業」が25.7%となっています。

図2-27



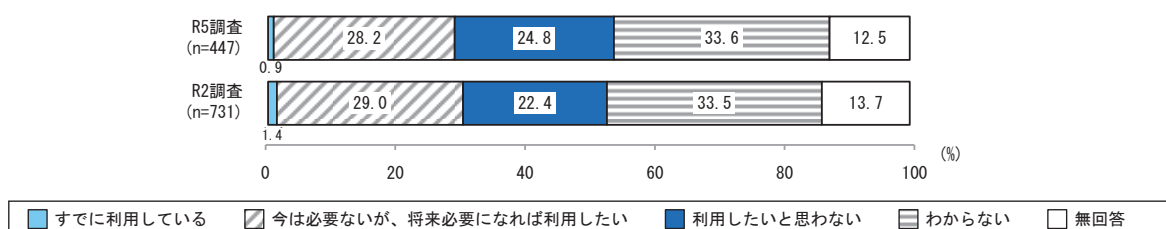
成年後見制度の認知度について、「名前を聞いたことはあるが、内容は知らない」の割合が30.6%と最も高く、次いで「名前も内容も知っている」の割合が30.2%、「名前も内容も知らない」の割合が27.3%となっています。

図2-28 あなたは、成年後見制度についてご存じですか。



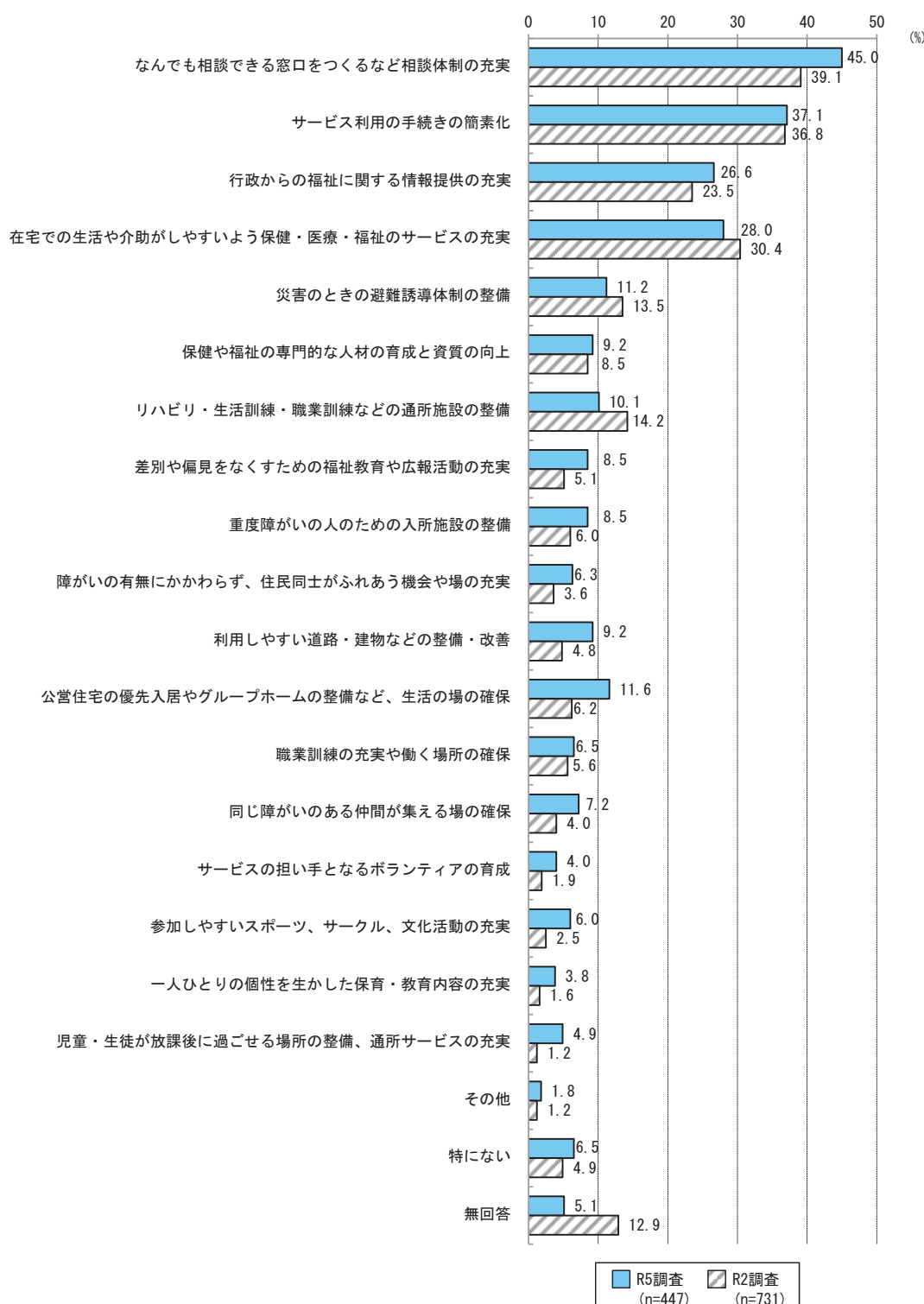
成年後見制度の利用意向について、「わからない」の割合が33.6%と最も高く、次いで「今は必要ないが、将来必要になれば利用したい」の割合が28.2%、「利用したいと思わない」の割合が24.8%となっています。

図2-29 あなたは、成年後見制度を利用したいと思いますか。



充実すべき障がい福祉施策について、「なんでも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」の割合が45.0%と最も高く、次いで「サービス利用の手続きの簡素化」の割合が37.1%、「在宅での生活や介助がしやすいよう保健・医療・福祉のサービスの充実」の割合が28.0%となっています。

図2-30 あなたにとって特に充実すべき障がい福祉施策は何だとお考えですか。



6. 大阪狭山市障害者施策推進協議会条例及び検討委員会設置規程

(1) 大阪狭山市障害者施策推進協議会条例

平成9年9月26日

条例第15号

改正 平成16年12月24日条例第23号

平成16年12月24日条例第25号

平成23年9月26日条例第18号

平成25年3月27日条例第17号

平成28年12月21日条例第26号

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第36条第4項の規定に基づき、本市に大阪狭山市障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 協議会は、本市における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項及び障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項の調査審議を行うものとする。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者、関係行政機関の職員、障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後及び委員の任期満了後最初に行われる協議会の会議の招集は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

(報酬並びに費用弁償支給条例の一部改正)

3 報酬並びに費用弁償支給条例(昭和35年大阪狭山市条例第5号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成16年12月24日条例第23号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成16年12月24日条例第25号)

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は規則で定める日から施行する。

(平成17年規則第34号で平成17年4月18日から施行)

附 則(平成23年9月26日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年3月27日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年12月21日条例第26号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(2) 大阪狭山市障害者計画、大阪狭山市障害福祉計画及び大阪狭山市障害児福祉計画検討委員会設置規程

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項の規定に基づく大阪狭山市障害者計画(以下「障害者計画」という。)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項の規定に基づく大阪狭山市障害福祉計画(以下「障害福祉計画」という。)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20第1項の規定に基づく大阪狭山市障害児福祉計画(以下「障害児福祉計画」という。)を円滑に策定するため、大阪狭山市障害者計画、大阪狭山市障害福祉計画及び大阪狭山市障害児福祉計画検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る調査、研究に関すること。
- (2) 障害者計画案、障害福祉計画案及び障害児福祉計画案の総合調整及び作成に関すること。
- (3) 障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の見直しに関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、健康福祉部長をもって充てる。
- 3 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

- 2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 検討委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(専門部会)

第6条 検討委員会は、所掌事務を円滑に推進するため、必要に応じて専門的な事項について調査研究を行うための専門部会を置き、意見を求めることができる。

- 2 専門部会は、別表第2に掲げる職にある者のうちから委員長が指名したものをもって充てる。

(庶務)

第7条 検討委員会及び専門部会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則(平成18年6月19日規程第4号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年3月31日規程第4号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月31日規程第1号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年8月29日規程第3号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年3月29日規程第6号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月31日規程第3号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月1日規程第3号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年3月31日規程第5号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年9月26日規程第18号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年5月30日規程第1号)

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日規程第5号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

危機管理室長
政策推進部長
総務部長
都市整備部長
市民生活部長
教育部長
こども政策部長

別表第2(第6条関係)

危機管理室室次長
政策推進部企画グループ課長
政策推進部公民連携・協働推進グループ課長
健康福祉部高齢介護グループ課長
健康福祉部健康推進グループ課長
都市整備部都市計画グループ課長
都市整備部土木グループ課長
市民生活部市民相談・人権啓発グループ課長
市民生活部産業振興・魅力創出グループ課長
教育部学校教育グループ課長
教育部社会教育グループ課長
こども政策部子育て支援グループ課長
こども政策部保育・教育グループ課長
こども政策部放課後こども支援グループ課長
その他委員長が必要と認める者

7. 大阪狭山市障害者施策推進協議会委員名簿

(敬称略)

区分	氏名	団体名等
学識経験者	◎松端 克文	武庫川女子大学 短期大学部 心理・人間関係学科 教授
障がい者及び 障がい者の 福祉に関する 事業従事者	西 克之	大阪狭山市身体障害者福祉協議会 会長
	加龍 瑞恵	特定非営利活動法人 あんずの会 理事
	山中 まなみ	大阪狭山市精神障害者家族会 大阪狭山つくし会
	○吉川 壽一	社会福祉法人 大阪狭山市社会福祉協議会 副会長
	今瀧 裕俊	大阪狭山市民生委員児童委員協議会 障がい者福祉部会 副部会長
	酢谷 貢	大阪狭山市社会福祉協議会 地区福祉委員会 委員長連絡会 会長
	道簀 健夫	社会福祉法人 大阪府障害者福祉事業団 ワークくみのき 所長
	中嶋 芳彦	大阪狭山市商工会 会長
	松島 直子	大阪狭山市ボランティアグループ連絡会 会計
	松本 節子	大阪狭山市人権協会 副会長
	塔本 正弘	社会福祉法人 自然舎 理事
関係行政 機関の職員	酒匂 雅夫	大阪狭山市支援教育研究会 会長
	橋本 弘子	大阪府富田林保健所 地域保健課 課長
	岡本 泰宜	大阪府立富田林支援学校 校長
	油井 智己	大阪府立藤井寺支援学校 進路指導主事
	立石 暁郎	河内長野公共職業安定所 所長
オブザーバー	菅 玲子	大阪府富田林子ども家庭センター 育成支援課 課長補佐

※◎会長、○副会長

8. 策定経過

日付	名称	内容等
令和5年(2023年) 6月28日	令和5年度第1回 大阪狭山市障害者施策 推進協議会	・第6期大阪狭山市障がい福祉計画及び第2期大阪狭山市障がい児福祉計画の報告について ・第7期大阪狭山市障がい福祉計画及び第3期大阪狭山市障がい児福祉計画の策定に係るアンケート調査について ・第7期大阪狭山市障がい福祉計画及び第3期大阪狭山市障がい児福祉計画の骨子について
令和5年(2023年) 7月25日から 令和5年(2023年) 8月18日	アンケート調査実施	・無作為に抽出された大阪狭山市在住の障がい者手帳所持者1,000名対象
令和5年(2023年) 11月22日	令和5年度第2回 大阪狭山市障害者施策 推進協議会	・第7期大阪狭山市障がい福祉計画及び第3期大阪狭山市障がい児福祉計画の素案について ・第7期大阪狭山市障がい福祉計画及び第3期大阪狭山市障がい児福祉計画の策定に向けたアンケート調査結果報告について ・第3次大阪狭山市障がい者計画の実績報告について
令和5年(2023年) 11月27日	令和5年度第1回 大阪狭山市障害者計画、 大阪狭山市障害福祉計画及び 大阪狭山市障害児福祉計画 検討委員会	・第7期大阪狭山市障がい福祉計画及び第3期大阪狭山市障がい児福祉計画の素案について
令和5年(2023年) 12月26日	令和5年度第3回 大阪狭山市障害者施策 推進協議会	・第7期大阪狭山市障がい福祉計画及び第3期大阪狭山市障がい児福祉計画の素案について
令和6年(2024年) 1月9日から 令和6年(2024年) 1月31日	パブリックコメント実施	・第7期大阪狭山市障がい福祉計画及び第3期大阪狭山市障がい児福祉計画の素案について意見募集

9. 用語説明

ア行

一般就労	労働基準法及び最低賃金法に基づく雇用関係による企業への就労のこと。
医療的ケア	医師の指導のもとに、重度の障がいのある人や高齢者が受ける介護の中で医療的な介護行為のこと。具体的な医療的ケアとして、経管栄養、たんの吸引等があげられる。
インクルージョン	障がいの有無にかかわらず、誰も排除されることなく、すべての人が受け入れられる共生社会の形成をめざす理念、考え方。

カ行

ガイドヘルパー	主に、障がい者に対し、外出時の移動の介護等の外出時の付き添いを専門に行うホームヘルパー。重度の視覚障がい者や脳性まひ者等全身性障がい者、知的障がい者、精神障がい者において、社会生活上外出が不可欠な場合、余暇活動等社会参加のための外出をする場合に派遣される。
基幹相談支援センター	すべての障がい者等が利用できる相談支援窓口として、障がい者やその家族等からの相談に応じ、必要な支援、情報提供、助言を行う機関。
強度行動障がい	強いこだわりや、著しい多動、自傷など生活環境に対する不適応行動を示し、日常生活に困難が生じている状態のこと。
権利擁護	障がい者や、認知症高齢者等の判断能力が十分でない人などの意思決定を援助し、不利益がないように支援を行うこと。社会福祉法においては、福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）、苦情解決、運営適正化委員会などが規定されている。また、民法では成年後見制度が規定されている。
合理的配慮	障がいのある人が日常生活や社会生活で受ける様々な制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、障がいのある人に対し、個別の状況に応じて行われる配慮のこと。障害者差別解消法では、国の機関や地方公共団体等は、合理的配慮の提供が義務化されている。
コミュニティソーシャルワーカー	支援が必要な高齢者や障がい者、子育て中の親などの見守り、課題の発見、専門的な相談の実施、必要なサービスや専門機関へのつなぎなどを行う。おおむね中学校区に1人配置されている。

サ行

社会的障壁	障がい者が社会的生活を営むうえで妨げとなる社会的な制度や慣行。
障害者基本法	障がいのある人の自立と社会参加の支援等のための施策に関して基本理念を定め、国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより障がい者施策を総合的、かつ、計画的に進め、障がい者福祉を増進することを目的とする法律。
障がい者虐待防止センター	障害者虐待防止法に基づき、各市町村に窓口を設け、養護者（障がい者の介護、世話をする家族、親族、同居人など）や福祉施設等の虐待への相談・対応などを行う。

障がい者週間	障害者基本法に基づき、国は毎年12月3日から9日までの期間を「障がい者週間」と定めている。障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加すること等を促進するため、国及び地方公共団体が民間団体等と連携して、障がい者の自立及び社会参加の支援のための様々な取組みを実施している。
障害者就業・生活支援センター	障がい者の就業面と生活面における一体的な支援を行う施設で、雇用・福祉・教育などの関係機関と連携しながら、就職に向けた準備や職場に定着するための支援、日常生活や地域生活に関する助言などを行う。
障害者優先調達推進法	障がい者就労施設で就労する障がい者や在宅で就業する障がい者の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人などの公機関が、物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進するために制定された法律。
制度の狭間	何らかの支援が必要であるが、既存の制度による支援を受けることができず、課題の解決が困難な状態のこと。
成年後見制度	知的障がい・精神障がいや認知症などのため判断能力が不十分な人に対して、裁判所の裁定に基づき、成年後見人が契約や財産管理、身上監護などの法律行為全般を行い、社会制度の中で不利益を被らないように支援する制度。

タ行

地域活動支援センター	地域活動支援センターⅠ型からⅢ型までである。Ⅰ型は、相談事業を実施することや専門職員を配置することにより、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施する。Ⅱ型は、地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練・社会適応訓練・入浴等を実施する。Ⅲ型は、地域の障がい者のための援護対策として地域の障がい者団体等が実施する通所による援護事業を実施する。
地域共生社会	制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。
地域自立支援協議会	地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として市町村に設置される組織。地域の実態や課題等の情報を共有して、協働するネットワークであり、相談支援事業者、サービス事業者、保健医療・教育・雇用関係機関、障がい者関係団体等で構成される。

ナ行

難病	原因が不明であったり、治療方法が確立していなかったり、後遺症を残す恐れがある病気のこと。経過が慢性的で、医療費がかかることや、介護等に人手を要するために、家族にとっては経済的・精神的な負担が大きくなる。
ネブライザー	のどや気管の病気の際に、薬液を霧状にして口や鼻から吸収させる装置。
ノーマライゼーション	障がいのある人が住み慣れた地域で障がいのない人と同じように生活し、活動できる社会を当たり前(ノーマル)の社会とする理念。

ハ行

発達障がい	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥・多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものをいう。
パブリックコメント	公衆の意見。また、公的機関等が命令・規制・基準などを制定・改廃する際に、事前に広く一般から意見を募ること。
バリアフリー	障がい者が社会生活をしていくうえで妨げとなる障壁（バリア：Barrier）となるものを除去（フリー：Free）するという意味で、建物や道路の段差など生活環境上の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く社会参加を困難にしている制度や意識、情報の活用などにおける障壁の除去も必要であるとされている。
PDCAサイクル	計画（Plan）を実行（Do）し、評価（Check）して改善（Action）に結びつけ、その結果を次の計画にいかすプロセスのこと。
避難行動要支援者	高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を必要とする人のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な非難の確保を図るため特に支援を要する人。

マ行

民生委員・児童委員	民生委員法により、住民の立場に立って生活上の相談に応じ、必要な援助を行う支援者として市町村に配置され、都道府県知事の推薦に基づき、厚生労働大臣が委嘱する任期3年の職。児童福祉法の児童委員を兼務し、地域住民の福祉の増進を図る重要な役割を担っている。
モニタリング	サービス等利用計画に沿って提供されるサービスが利用者のニーズにうまく対応できているかどうか確認し、その進捗状況を確認すること。

ヤ行

ユニバーサルデザイン	身の回りの品物から住宅、建物、都市空間のデザインまで、すべての人が使いやすいように考慮してつくられた汎用性のある製品、環境、情報の構築実現をめざしたもの。
要約筆記	聴覚に障がいがある人等のために、その場で話されている内容を即時に要約して文字にすること。

ラ行

ライフステージ	人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。
レスパイト	本来の休息、息抜きという意味から、福祉では介護からの一時的な解放という意味で使われる。レスパイトケアとは、乳幼児や障がい児者、高齢者などを在宅でケアしている家族の心身の負担の軽減を図るため、施設への短期入所や自宅への介護人派遣などで一時的にケアを代替し、リフレッシュを図ってもらう家族支援サービスのこと。

第7期大阪狭山市障がい福祉計画
第3期大阪狭山市障がい児福祉計画

令和6年（2024年）3月 発行
大阪狭山市 健康福祉部 福祉グループ
（令和6年（2024年）4月からは福祉政策グループ）
〒589-8501 大阪府大阪狭山市狭山一丁目 2384 番地の1
電話 072-366-0011（代表） FAX 072-366-9696